日本農林規格の見直しについて

「農産物缶詰及び農産物瓶詰」



24消安第6118号 平成25年3月27日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿



日本農林規格の改正について(諮問)

下記1から15までに掲げる日本農林規格の改正を行う必要があるので、農林物資の 規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第9条におい て準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 フローリングの日本農林規格(昭和49年11月13日農林省告示第1073号)
- 2 風味調味料の日本農林規格(昭和50年3月25日農林省告示第310号)
- 3 チルドハンバーグステーキの日本農林規格(昭和52年10月8日農林省告示第 1016号)
- 4 食用精製加工油脂の日本農林規格(昭和54年10月12日農林水産省告示第1424 号)
- 5 マーガリン類の日本農林規格(昭和60年6月22日農林水産省告示第932号)
- 6 構造用パネルの日本農林規格(昭和62年3月27日農林水産省告示第360号)
- 7 チルドミートボールの日本農林規格(昭和62年9月5日農林水産省告示第1238 号)
- 8 ジャム類の日本農林規格(昭和63年4月20日農林水産省告示第524号)
- 9 精製ラードの日本農林規格(平成3年8月1日農林水産省告示第988号)
- 10 ショートニングの日本農林規格(平成3年8月1日農林水産省告示第989号)
- 11 水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格(平成9年3月27日農林水産省告示第

446号)

- 12 果実飲料の日本農林規格(平成10年7月22日農林水産省告示第1075号)
- (3) 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格(平成14年7月24日農林水産省告示 第1305号)
- 14 農産物漬物の日本農林規格(平成17年11月14日農林水産省告示第1752号)
- 15 パン粉の日本農林規格(平成19年11月28日農林水産省告示第1491号)

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の見直しについて(案)

平成25年4月26日農林水産省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条の規定及び「JAS規格の制定・見直しの基準」(平成24年2月農林物資規格調査会決定)に基づき、農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格(平成14年7月24日農林水産省告示第1305号)について、標準規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

2 内容

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格について、現在の製造・流通の実情等 を踏まえ、

- (1) 食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者に伝える規定にする
- (2) 異物の規定を削除する
- (3)表示の区分において、輸入品にあっては、輸入者だけでなく、表示内容に責任を負う販売者も新たに表示可能とする

等の改正を行う。

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格に係る規格調査概要

1 品質の現況

(1) 製品の流通実態

農産物缶詰及び農産物瓶詰(以下「農産物缶瓶詰」という。)は、農産物やその加工品に充てん液を加えるなどして、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものである。

平成23年の農産物缶瓶詰の生産数量は約105千トンであり、スイートコーン、あずき、えのきたけ、たけのこ、みかん、くり、もも、りんご、フルーツみつ豆など、商品はバラエティに富んでいる。

また、平成23年の輸入量は約448千トンであり、輸入量の多いものとして、たけの こ、スイートコーン、かんきつ類、もも等が挙げられる。

(2) JAS規格の基準

JAS規格では、官能評価の指標として「香味」、「肉質」、「形態」、「色沢」等が規定されている。その他、たけのこ缶瓶詰にあっては製造工程中の品質管理の状況を判断する指標となる「内容物のpH」、スイートコーン缶瓶詰にあっては適度な濃度、粘性を規定した「粘ちゅう度」、果実を詰めた缶瓶詰めにあっては甘みの指標となる「可溶性固形分」等が規定されている。

(3) 品質の実態

市場に流通している製品の品質状況を確認するため、JAS格付品(以下「JAS品」という。)及びJAS格付品以外のもの(以下「非JAS品」という。)について、JAS規格で定める品位、内容物のpH、可溶性固形分及び異物について調査を行った。その結果、非JAS品295件中17件(たけのこ大型缶詰の最大のものと最小のものの重量の割合(5件中3件)、アスパラガス缶瓶詰の全長に対する基部の固い部分の割合(%)(16件中2件)、あずき缶瓶詰の可溶性固形分(%)(18件中7件)、パインアップル缶瓶詰の全果肉の数に対する欠点がある果肉の数の割合(%)(17件中1件)、くり缶瓶詰めの大きさのそろい(19件中1件)、くり缶瓶詰めの固形量に対する病虫害粒及び変色粒の割合(%)(19件中2件)、フルーツみつ豆缶瓶詰の固形量に対する赤えんどうの重量の割合(%)(22件中1件))において、JAS規格の基準値を満たしていなかった。

2 生産の現況

(1) 生産の状況

① 生産方法

(アスパラガス水煮缶詰)

原料→洗浄→選別→切断→鱗片除去→サイズ選別→ブランチング→冷却→再選別 →秤量・肉詰→注液→密封→殺菌→冷却

(ももシラップづけ缶詰)

原料→品質検査→追熟→熟度選別→2つ割→除核→ブランチング→冷却→剥皮 →整形→秤量→肉詰→注液→脱気→巻締→殺菌→缶拭→打検→倉入→包装

② 生産数量

平成23年の生産数量(JAS規格が制定されている品目に限る。)は、67,405トンであり、平成19年に比べると、7,914トン減少しているが、ここ数年大きな増減がない。

表1 JAS規格の対象となる缶瓶詰の生産数量の推移(平成19年~平成23年)

(単位:トン)

		H19年 (A)	H20年	H21年	H22年	H23年 (B)	増減 (B)-(A)
農	}産物缶瓶詰	75, 319	75, 528	70, 989	73, 020	67, 405	-7, 914
	野菜缶瓶詰	46, 735	46, 609	42, 025	42, 480	44, 293	-2, 442
	果実缶瓶詰	28, 584	28, 919	28, 964	30, 538	23, 112	-5, 472
朱	特記事項 ・平成22年度における果実缶詰の企業数は60(推定)、野菜缶企業数は60(推定) ・上位4製造業者の販売数量は野菜缶詰約35%及び果実缶詰%(それぞれ丸缶のみ)を占める。						

- ※ 生産数量: (公社)日本缶詰協会 (暦年集計、JAS規格が制定されている品目に限 る。)
- ※ 農産物缶瓶詰のJAS規格は、野菜缶瓶詰(たけのこ、アスパラガス、スイートコーン等)及び果実缶瓶詰(みかん、もも、なし等)のJAS規格が統合した規格であることから、統計は、この2つに区分して表記した。(以下同じ。)

(2) 格付の状況

平成23年度の格付数量は、15,504トンであり、平成19年度と比べると4,438トン減少している。また、格付数量の約20%が野菜缶瓶詰、約80%が果実缶瓶詰となっている。

農産物缶瓶詰全体の格付率は、平成23年度約23.0%であり、過去5年間、減少傾向 にある。

認定製造業者数は、平成23年に44事業者(以下「者」という。)であり、平成19年と比べると、8者減少している。また、認定製造業者数の内、36者がJAS格付を実施している(平成23年度)。

表 2 格付数量の推移(平成19年~平成22年)

		H19年 (A)	H20年	H21年	H22年	H23年 (B)	増減 (B)-(A)
格	行数量(トン)	19, 043	16, 284	18, 991	13, 657	15, 504	-4, 438
	野菜缶瓶詰	3, 990	4, 105	3, 426	3, 414	3, 222	-768
	果実缶瓶詰	15, 053	12, 179	15, 565	10, 243	12, 282	-2, 771
特	記事項	・格付数量 成22年度	- ,	13社で、全	全格付数量6	の約27%を」	占める(平

※ 格付数量:(一財)食品環境検査協会、農林水産省調べ(年度集計)

表3 格付率及び認定製造業者数の推移(平成19年~平成22年)

		H19年 (A)	H20年	H21年	H22年	H23年 (B)	増減 (B)-(A)
格付率(%)		25. 3	21. 6	26.8	18. 7	23. 0	-2.3
	野菜缶瓶詰	8. 5	8.8	8. 1	8. 0	7. 3	-1.2
	果実缶瓶詰	52. 7	42. 1	53. 7	33. 5	53. 1	0.4
認	定製造業者数	52	46	45	44	44	-8
特記事項 ・格付数量が多い上位3社で、全格付数量の約27%を 成22年度)。					占める(平		

- ※ 農産物缶瓶詰格付率:格付数量/種類別農産物缶詰の生産数量×100
- ※ 認定製造業者数:(一財)食品環境検査協会、農林水産省調べ(年度集計)

(3) 規格の利用状況

農産物缶瓶詰の製造業者100社(推定)のうち、37社(延べ44者)が認定の取得を 行っていた。認定の取得の主な理由は、一定レベル以上の製造施設としての評価を得 るため等の理由であった。

JAS規格は、一部の製造業者で社内基準や取引の中で活用されていた。JAS規格の活用の理由は、社内の製造又は品質管理基準に引用している、外国に製造を委託する際の基準としている、輸入品の品質評価の基準としているなどであった。

また、ブランドオーナーからの要望によりJAS格付を行っている場合あった。

3 取引の現況

(1) 取引の状況

農産物缶瓶詰のうち野菜缶瓶詰は、生産数量の約62%が家庭用製品、約38%が業務 用製品、果実缶瓶詰は、約89%が家庭用製品、約11%が業務用製品と推測される。

家庭用製品は、卸売業者を通じてスーパー等の小売業者へ販売されることが多く、 業務用製品も、ほとんどが卸売業者を通じてレストラン等の外食業者及び加工食品の 原材料として製造業者等に販売されている。

その他、缶瓶詰の取引の特徴として、ブランドオーナーが他社に製品を製造させ、 販売者となる形態がある。

(2) 規格の利用状況

卸売業者は、取引先(実需者)から要求されない限り、JAS品又はJAS規格に準じた製品の納入を指定することはないと考えられる。

4 使用又は消費の現況

(1) 使用又は消費の状況

家庭用製品は、主に料理の素材やデザートに使用されている。

業務用製品は、レストラン、総菜店、洋菓子店等の外食業者に使用されるほか、様々な加工食品の原材料として使用されている。

平成23年の農産物缶瓶詰(果物加工品)の1世帯当たりの年間支出金額は、1,925円で、平成8年の2,179円に比べて約0.88倍と減少している(家計調査年報(総務省統計局))。

(2) 規格の利用状況

家庭用製品において、格付率は約20%となっており、消費者がJAS品を選択できる状況にある。

業務用製品については、学校給食用の納入基準として、JAS規格を引用している例が一部の自治体で見られた。

5 将来の見通し

農産物缶瓶詰の生産数量及び販売金額には、今後、若干の変動を伴いつつ、現状の趨勢が維持されると見込まれる。一方、認定製造業者数と格付率については、たけのこ缶瓶詰とアスパラガス缶瓶詰において多少増加しているが、その他の品目においては減少傾向が続くと見込まれる。

6 国際的な規格の動向

平成24年6月現在、主な農産物缶瓶詰に関する国際的な規格として、以下のCODEX規格が制定されている。

- CODEX STANDARD FOR CANNED BAMBOO SHOOTS (CODEX STAN 241-2003)
- CODEX STANDARD FOR CERTAIN CANNED VEGETABLES (CODEX STAN 297-2009)
- CODEX STANDARD FOR CERTAIN CANNED CITRUS FRUITS (CODEX STAN 254-2007)
- CODEX STANDARD FOR CANNED STONE FRUITS (CODEX STAN 242-2003)
- CODEX STANDARD FOR CANNED PEAS (CODEX STAN 61-1981)
- CODEX STANDARD FOR CANNED PINEAPPLE (CODEX STAN 42-1981)
- CODEX STANDARD FOR CANNED CHESTNUTS AND CANNED CHESTNUT PUREE

(CODEX STAN 145-1985)

- CODEX STANDARD FOR CANNED RASPBERRIES (CODEX STAN 60-1981)
- CODEX STANDARD FOR CANNED STRAWBERRIES (CODEX STAN 62-1981)
- CODEX STANDARD FOR CANNED MANGOES (CODEX STAN 159-1987)

- CODEX STANDARD FOR CANNED STONE FRUITS (CODEX STAN 242-2003)
- CODEX STANDARD FOR CANNED TROPICAL FRUIT SALAD (CODEX STAN 99-1981)
- CODEX STANDARD FOR CANNED FRUIT COCKTAIL (CODEX STAN 78-1981)

7 その他

農産物缶瓶詰の業界団体として、(公社)日本缶詰協会 (397社(正会員:289社 賛助 会員:108社)) がある(平成25年1月現在)。

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の改正案の概要

1. 規格の位置付け

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格は、製造業者等が消費者に品質を保証するための基準として利用されているほか、農産物缶詰及び農産物瓶詰を製造する際の基準として、また、業者間の取引基準として利用され、使用の合理化及び取引の単純公正化に資するものであることから、「標準規格」と位置付けられる。

2. 改正案の概要

- (1)「異物」の削除(第3条から第20条まで) 「異物」は、遵守義務のある食品衛生法で担保されることから、削除。
- (2)「食品添加物」の改正(第3条から第20条まで) 食品添加物の使用が必要かつ最小限であることをコーデックス委員会が定めた 「食品添加物の使用に関する一般原則」3.2及び3.3を引用して規定するとともに、 当該情報を消費者に伝達する規定に変更。
- (3) 製造業者等の表示の改正 (第4条「表示」)

輸入品について、「輸入者」だけでなく、表示内容に責任を負う「販売者」も 表示可能とするため、改正。

								(下線部分は改正部分
	改	正	案				現	行
(適用の範囲)					(適用の)範囲)		
第1条 (略)								i(トマト加工品の日本農林規格(昭和54年10月11日 形トマトに該当しないものに限る。)に適用する。
(定義)					(定義)			
第2条 この規格に	こおいて、次の表の左	E欄に掲げる用語の定義	は、それぞれ同表の右欄に掲げると	3 第	第2条 ご	この規格に	こおいて、次の表の左欄に掲げ	る用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとお
りとする。				. _	りとする	5.		
用 語	定		義		用	語	定	義
農産物缶詰又は	農産物又はその加口	二品(調味したもの及び	フルーツみつ豆に配合する場合の寒		農産物品	お詰又は	農産物又はその加工品(調味	したもの及びフルーツみつ豆に配合する場合の寒
農産物瓶詰	天を含む。) に充塡	液を加え又は加えない	で、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌し		農産物業	瓦詰	天を含む。) に充てん液を加.	え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌
	たものをいう。						したものをいう。	

用前	台	上 我
農産物缶詰又	スは	農産物又はその加工品(調味したもの及びフルーツみつ豆に配合する場合の寒
農産物瓶詰		天を含む。)に <u>充塡液</u> を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌し
		たものをいう。
たけのこ缶詰	吉又	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ(もうそうちく(Phyllostachys
はたけのこ前	瓦詰	Pubescens Mazel) の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。) で、節間が短く、か
		つ、形状が全形等のものを内容積が9 <u>L</u> 未満の缶又は瓶に詰めたものをいう。
たけのこ大雪	型缶	農産物缶詰のうち、たけのこで、形状が全形等のものを内容積が 9 \underline{L} 以上の缶
詰		に詰めたものをいう。
アスパラガス	ス缶	(略)
詰又はアスノ	ペラ	
ガス瓶詰		
スイートコー	ーン	(略)
缶詰又はスイ	1-	
トコーン瓶詰	吉	
グリンピース	ス缶	(略)
詰又はグリン	/ ピ	
ース瓶詰		
あずき缶詰又	スは	(略)
あずき瓶詰		
大豆缶詰又に	は大	(略)
豆瓶詰		
マッシュルー	ーム	(略)
缶詰又はマッ	ッシ	
ュルーム瓶詰	吉	
えのきたけ缶	5詰	(略)

用 語	定義
農産物缶詰又は	農産物又はその加工品(調味したもの及びフルーツみつ豆に配合する場合の乳
農産物瓶詰	天を含む。)に <u>充てん液</u> を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺責
	したものをいう。
たけのこ缶詰又	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ(もうそうちく (Phyllostachys
はたけのこ瓶詰	Pubescens Mazel) の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。) で、節間が短く、だ
	つ、形状が全形等のものを内容積が90未満の缶又は瓶に詰めたものをいう。
たけのこ大型缶	農産物缶詰のうち、たけのこで、形状が全形等のものを内容積が90以上の6
詰	に詰めたものをいう。
アスパラガス缶	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス (Asparagus officinalis I
詰又はアスパラ	に属する品種の生鮮な又は冷凍したどん茎をいう。以下同じ。)で、形状が「
ガス瓶詰	ングスピアー等のものを詰めたものをいう。
スイートコーン	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーン (Zea Mays L.に属する
缶詰又はスイー	種の生鮮な若しくは冷凍した果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。
トコーン瓶詰	以下同じ。) を詰めたものをいう。
グリンピース缶	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう (Pisum sativum L.(Macrocarpu
詰又はグリンピ	亜種を除く。) の生鮮な若しくは冷凍した種実又はその完熟種実を乾燥した。
ース瓶詰	のを水で戻したものをいう。以下同じ。) を詰めたものをいう。
あずき缶詰又は	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆 (Phaseolus angularis Wightに属す
あずき瓶詰	るものをいう。以下同じ。)の完熟種実を乾燥したものを水で戻したものを記
	めたものをいう。
大豆缶詰又は大	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、大豆 (Glycine max Merr.に属するものを
豆瓶詰	いう。以下同じ。)の完熟種実を乾燥したものを水で戻したものを詰めたもの
	をいう。
マッシュルーム	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、マッシュルーム (Agricus (Psalliota) 「
缶詰又はマッシ	に属するAgricus bisporus等の栽培品種の生鮮な又は塩蔵した子実体をいう。
ュルーム瓶詰	以下同じ。)で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。
えのきたけ缶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えのきたけ (Flammlina Veltipes Sing

又はえのきたけ	
瓶詰	
なめこ缶詰又は	(略)
なめこ瓶詰	
みかん缶詰又は	(略)
みかん瓶詰	
もも缶詰又はも	(略)
も瓶詰	
なし缶詰又はな	(略)
し瓶詰	
パインアップル	(昭)
缶詰又はパイン	(ML)
アップル瓶詰	
くり缶詰又はく	(略)
り瓶詰	(*1)
<i>></i> //AGE	
混合農産物缶詰	(略)
又は混合農産物	
瓶詰	
フルーツみつ豆	(略)
缶詰又はフルー	
ツみつ豆瓶詰	
全形	(略)

又はえのきたけ	生鮮な子実体をいう。以下同じ。) で、石付部を除去したものを詰めたものを
瓶詰	いう。
なめこ缶詰又は	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、なめこ(Pholiota Nameko S.ITO et IMAI
なめこ瓶詰	の生鮮な子実体をいう。以下同じ。)で、石付部を除去したものを詰めたもの
	をいう。
みかん缶詰又は	次に掲げるものをいう。
みかん瓶詰	1 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかん(Citrus reticulata Blancoに 属するかんきつ類の完熟した果実をいう。以下同じ。)の果粒状又はさのう 状の果肉を詰めたもの
	2 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかんの果皮を除去した全形のものを 詰めたもの
もも缶詰又はも	次に掲げるものをいう。
も瓶詰	1 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、もも(Prunus Persica L.に属する核果類(ネクタリン種を除く。)の完熟した果実をいう。以下同じ。)の2つ割り等の形状の果肉を詰めたもの
	2 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、ももの果皮を除去した全形のものを詰めたもの
なし缶詰又はな	次に掲げるものをいう。
し瓶詰	1 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし (Pyrus commuis L. 又はPyrus sinensis L. に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下同じ。) 及び和なし (Pyrus serotina Rehderに属する仁果類の完熟した果実をいう。以下同じ。) の 2 つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 2 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし及び和なしの果皮を除去し、又 は除去しない全形のものを詰めたもの
パインアップル	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、パインアップル (Ananas Comosusに属する
缶詰又はパイン	完熟した果実をいう。以下同じ。)の全形又は輪切り等の形状の果肉を詰めた
アップル瓶詰	ものをいう。
くり缶詰又はく	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、くり (Castanea sativa sieb et Zacc.又
り瓶詰	は Castanea sativa MILLERに属する完熟した果実をいう。以下同じ。) の外皮
	を除去したものを詰めたものをいう。
混合農産物缶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、2種類以上の農産物を配合したものを詰め
又は混合農産物	たものをいう。
瓶詰	
フルーツみつ豆	混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰のうち、次に掲げるものをいう。
缶詰又はフルー	1 3種類以上の果実に赤えんどう及びさいの目に切った寒天を配合したもの
ツみつ豆瓶詰	を糖液とともに詰めたもの
	2 1にあん、蜜等を添付したもの
全形	農産物(アスパラガス、マッシュルーム及びなめこを除く。)の皮又は果皮を
	除去し、又は除去しない原形又はほぼ原形のものをいう。ただし、たけのこに
	あっては皮及び根元の硬い部分を除去したものであり、かつ、節間が著しく長

つぼみ	(略)
ホール	マッシュルームで、傘が開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定して
7, 7,	<u>傘</u> の直径を超えない長さに切断したものをいう。
ボタン	マッシュルームで、傘が開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定して
	5mmを超えない長さに切断したものをいう。
開き	なめこで、 <u>傘</u> の周縁が軸部に対し巻き込んでいないもの又はマッシュルームで、
	<u>傘</u> が開いているものであり、 <u>傘</u> の直径が40mm以下で茎の長さが菌膜底部から測
A III da	定して <u>傘</u> の直径以下のものをいう。
全果粒	(底)
身割れ	(略)
J. H-	(m/z \
小片	(曜各)
じょうのう片	(略)
ホールカーネル	(略)
クリームスタイ	スイートコーンの原形若しくはほぼ原形の果粒又は果粒片にスイートコーンの
ル	クリーム状成分及び水又はその他の <u>充塡液</u> を加えて粘ちゅう性のあるクリーム
ロングスピアー	状にしたものをいう。
スピアー	(既各) (服各)
チップ	(略)
2つ割り	次に掲げるものをいう。
	1 (略)
	2 果実の果皮及び <u>果芯</u> 又は果核を除去したほぼ原形の果肉を2つに切断した
	もの(パインアップルにあっては、輪切りをほぼ2分の1に切断した半円状
	の果肉)
4つ割り	次に掲げるものをいう。

	くないもの、パインアップルにあっては果皮及び果しんを除去した円筒状の果
	肉、びわにあっては果皮及び果核を除去したほぼ原形の果肉をいう。
つぼみ	なめこで、かさの周縁が軸部に対し巻き込んでおり、菌膜がほとんど目立たな
	いものをいう。
ホール	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定し
	て <u>かさ</u> の直径を超えない長さに切断したものをいう。
ボタン	マッシュルームで、 <u>かさ</u> が開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定し
	て 5 mmを超えない長さに切断したものをいう。
開き	なめこで、 <u>かさ</u> の周縁が軸部に対し巻き込んでいないもの又はマッシュルーム
	で、 <u>かさ</u> が開いているものであり、 <u>かさ</u> の直径が40mm以下で茎の長さが菌膜底
	部から測定して <u>かさ</u> の直径以下のものをいう。
全果粒	みかん、グレープフルーツ等のかんきつの果粒状の果肉であって、じょうのう
	の原形がほぼ完全に保持されているものをいう。
身割れ	次に掲げるものをいう。
	1 みかん、グレープフルーツ等のかんきつの果粒状の果肉であって、じょう
	のうの原形の2分の1以上を保持しているもの(みかんにあっては、直径2
	mmのワイヤーで作った12mm平方のふるい目に残るものであって、全果粒以外
	のものを含む。)
	2 パインアップルにあっては、輪切りを切断した果肉であって、大きさが均
	一でない弧状のもの
小片	次に掲げるものをいう。
	1 果実(みかんを除く。)の小さな果肉片であって、形及び大きさが不ぞろ
	いのもの
	2 みかんの果粒状の果肉であって、直径2㎜のワイヤーで作った8㎜平方の
	ふるい目に残り、かつ、全果粒及び身割れ以外のもの
じょうのう片	みかんのじょうのう状の果肉であって、直径2mmのワイヤーで作った8mm平方
	のふるい目を通過するものをいう。
ホールカーネル	スイートコーンの原形又はほぼ原形の果粒をいう。
クリームスタイ	スイートコーンの原形若しくはほぼ原形の果粒又は果粒片にスイートコーンの
ル	クリーム状成分及び水又はその他の <u>充てん液</u> を加えて粘ちゅう性のあるクリー
	ム状にしたものをいう。
ロングスピアー	頭部付きのアスパラガスのどん茎で、長さが15cm以上18cm未満のものをいう。
スピアー	頭部付きのアスパラガスのどん茎で、長さが9.5cm以上15cm未満のものをいう。
チップ	頭部付きのアスパラガスのどん茎で、長さが4cm以上9.5cm未満のものをいう。
2つ割り	次に掲げるものをいう。
	1 たけのこの全形を縦に2つに切断したもの
	2 果実の果皮及び果しん又は果核を除去したほぼ原形の果肉を2つに切断し
	たもの (パインアップルにあっては、輪切りをほぼ2分の1に切断した半円
	状の果肉)
4つ割り	次に掲げるものをいう。

	1 (略)
	2 果実の果皮及び <u>果芯</u> 又は果核を除去したほぼ原形の果肉を4つに切断した
	もの(パインアップルにあっては、輪切りをほぼ4分の1に切断した扇状の
	果肉)
不定形	全形を不定形に破砕したものをいう。ただし、マッシュルームにあっては、傘
	及び茎を不規則に切断したものをいう。
薄切り	次に掲げるものをいう。
	1 (略)
	2 果実(パインアップルを除く。)にあっては、果皮及び果芯又は果核を除
	去したほぼ原形の果肉を6つ以上に薄く切断したもの
輪切り	(略)
くさび形	(略)
縦割り	(略)
f. 15	
角柱形	(略)
	(-1-)
立方形	(略)
果肉	果実の果皮及び果芯又は果核を除去したものをいう。ただし、かんきつにあってい、思力、思力、ない、このこの状況が表力があった。
	ては、果皮、 <u>果芯</u> 、 <u>筋</u> 、じょうのう膜及び種子を除去したものをいう。

(たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰の規格)

第3条 たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰(全形、2つ割り及び薄切りに限る。)の規格は、次のとお 第3条 たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰(全形、2つ割り及び薄切りに限る。)の規格は、次のとお りとする。

-	<i>-</i>	^		基			準	
	区 分		特	級	上	級	標	準
内	全	香味	(略)		(略)		(略)	
容	形							
物	及							
の	Ü	肉質	(略)		(略)		(略)	
品	2							
位	2							
	割							
	り	形態	(略)		(略)		(略)	

	1 ホール又はボタンをほぼ4等分したもの
	2 果実の果皮及び <u>果しん</u> 又は果核を除去したほぼ原形の果肉を4つに切断し
	たもの(パインアップルにあっては、輪切りをほぼ4分の1に切断した扇状
	の果肉)
不定形	全形を不定形に破砕したものをいう。ただし、マッシュルームにあっては、 <u>か</u>
	<u>さ</u> 及び茎を不規則に切断したものをいう。
薄切り	次に掲げるものをいう。
	1 果実以外のものにあっては、全形を厚さ2㎜以上8㎜以下に切断したもの
	(マッシュルームのホール又はボタンにあっては、厚さ2mm以上8mm以下に
	軸に平行に切断したもの)
	2 果実 (パインアップルを除く。) にあっては、果皮及び果しん又は果核を
	除去したほぼ原形の果肉を6つ以上に薄く切断したもの
輪切り	パインアップルの全形又はりんごのほぼ原形の果肉を、果軸に対し直角に、均
	一な厚さに切断した環状の果肉をいう。
くさび形	パインアップルの輪切りをほぼ均一な大きさに切断したくさび状の果肉であっ
	て厚さがおおむね8mm以上13mm以下のものをいう。
縦割り	パインアップルの全形を、果軸と同一方向に、果軸を中心に切断した細長い形
	状の果肉であって、長さがおおむね65mm以上のものをいう。
角柱形	パインアップルの厚肉の輪切り(厚さが38mm以下のものに限る。)を角柱状に
	切断したものであって、縦及び横の長さがおおむね12mm以上のものをいう。
立方形	果実の果肉をほぼ均一な大きさに切断した立方形状の果肉をいう。ただし、パ
	インアップルにあっては、一辺の長さがおおむね14mm以下のものをいう。
果肉	果実の果皮及び <u>果しん</u> 又は果核を除去したものをいう。ただし、かんきつにあ
	っては、果皮、 <u>果しん、すじ</u> 、じょうのう膜及び種子を除去したものをいう。

(たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰の規格)

りとする。

F	₹.	分	基				準	
L	<u> </u>	77	特	級	上	級	標	準
内	全	香味	香味が優良で	あり、かつ、	香味が良好で	ぎあり、かつ、	香味がおお	むね良好であ
容	形		異味異臭がな	いこと。	異味異臭がな	いこと。	り、かつ、	異味異臭がな
物	及						いこと。	
の	び	肉質	太く厚肉であ	り、かつ、	同左		おおむねフ	よく厚肉であ
品	2		適当な軟らか	さを有して			り、かつ、	おおむね適当
位	2		いること。				な軟らかさ	を有している
	割						こと。	
	り	形態	根元の切取り	の状態が良	同左		根元の切取	りの状態がお
			好であり、そ	の切取面に			おむね良好	であり、その
			空洞の露出が	なく、形が			切取面に空	洞の露出がほ

	色沢 その他 の事項	(略) 1 液が清澄で浮遊物及 び <u>沈殿物</u> がなく、かつ、 液が黄色又は黄褐色を 帯びていること。 2・3 (略)	(略)	(略) 1 液がおおむね清澄で 浮遊物及び <u>沈殿物</u> がほ とんどなく、かつ、液 が淡黄色又は淡黄褐色 を帯びていること。 2・3 (略)		
薄切り		PpH (略) 所味 (略) が態 (略) 心沢 (略) 一の他 1 (略)				
	内容物 のpH (調味 料をい ないに のに る。)	(略)				

		整っており、節間が短く、		とんどなく、形がおおむ
		かつ、切断の状態が良好		ね整っており、節間がお
		なもの(2つ割りに限		おむね短く、かつ、切断
		る。) であること。		の状態がおおむね良好な
				もの (2つ割りに限る。)
				であること。
	色沢	固有の色沢が優良である	固有の色沢が良好である	固有の色沢がおおむね良
		こと。	こと。	好であること。
	その他	1 液が清澄で浮遊物及	同左	1 液がおおむね清澄で
	の事項	び沈でん物がなく、か		浮遊物及び沈でん物が
		つ、液が黄色又は黄褐		ほとんどなく、かつ、
		色を帯びていること。		液が淡黄色又は淡黄褐
		2 あま皮の除去が良好		色を帯びていること。
		であり、損傷がなく、		2 あま皮の除去がおお
		かつ、最大のものの重		むね良好であり、損傷
		量が最小のものの重量		がほとんどなく、かつ、
		の2倍未満であるこ		最大のものの重量が最
		と。		小のものの重量の2.5
		」 こ。 3 きょう雑物がほとん		倍未満であること。
				111111111111111111111111111111111111111
		どないこと。		3 きょう雑物がほとん
	-L- 1-11.	4 and 1 1 1	1 101 1 1 1	どないこと。
	内容物	4.6以上であること。	4.4以上であること。	4.2以上であること。
-11:	のpH	T.吐 28 中 17 一 上 20 2	田中田中以及	
薄	香味	香味が良好であり、かつ、		
切	肉質	おおむね適当な軟らかさる		
り	形態	形及び厚さがおおむね整っ	•	
	色沢	固有の色沢が良好であるこ		
	その他		は、液が混濁していないこと	- 0
	の事項	2 浮遊物及び沈でん物力		
		3 損傷あるものの重量な	ド固形量の5%以下であり、	かつ、あま皮が残ってい
		るものの重量が固形量の	り10%を超えないこと。	
		4 きょう雑物がほとんと	どないこと。	
	内容物	4.2以上であること。		
	Ø р H			
	(調味			
	料を加			
	えてい			
	ないも			
	のに限			
1	る。)			

原材料	食品添加物 以外の原材 料	(略)
	食品添加物	 国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格(CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006) 3.2の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していること。 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 1の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあっては、この限りでない。 インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法
	容量 器の状態	(昭各) (明各)
<i>г</i> ыгт	H 17 (30A	2 瓶詰のものにあっては、密封が完全で、適当な真空度を保持しており、かつ、瓶及び <u>蓋</u> の品質及び型体並びにパッキングの材質が良好であること。

(たけのこ大型缶詰の規格)

第4条 たけのこ大型缶詰(全形、2つ割り、傷(たけのこの全形で、欠損しているものをいう。以 第4条 たけのこ大型缶詰(全形、2つ割り、傷(たけのこの全形で、欠損しているものをいう。以 下同じ。)、先(たけのこの全形を横に切断したもののうち、先端部のものをいう。以下同じ。)、切 (たけのこの全形を切断したもので、2つ割り及び先以外のものをいう。以下同じ。)及び筒(た けのこの皮及び根元の硬い部分を除去したもので、節間が著しく長いものをいう。以下同じ。)に 限る。)の規格は、次のとおりとする。

5	\wedge	基	準
1 /A.	'n		

原	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
材	以外の原材	1 たけのこ
料	料	2 食塩
		3 調味料 —
		砂糖類、しょうゆ、動植物の抽出濃
		縮物、酵母エキス、食酢、みりん、酒、
		たん白加水分解物その他調味料として (薄切りのものに使用する場合
		使用するもの に限る。)
		4 香辛料
		5 クリームソース等の調味液
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
		1 pH調整剤
		クエン酸
		2 調味料
		L
		ナトリウム、5'ーグアニル酸ニナトリウム及び5'ーリボヌクレオチドニ
		ナトリウム
		71774
<u>異</u> 集		混入していないこと。
<u> </u>	容量	表示重量に適合していること。
容易	器の状態	1 缶詰のものにあっては、密封が完全で、適当な真空度を保持しており、か
		つ、外観及び缶の内面の状態が良好であること。
		2 瓶詰のものにあっては、密封が完全で、適当な真空度を保持しており、か
		つ、瓶及びふたの品質及び型体並びにパッキングの材質が良好であること。

(たけのこ大型缶詰の規格)

下同じ。)、先(たけのこの全形を横に切断したもののうち、先端部のものをいう。以下同じ。)、切 (たけのこの全形を切断したもので、2つ割り及び先以外のものをいう。以下同じ。)及び筒(た けのこの皮及び根元の硬い部分を除去したもので、節間が著しく長いものをいう。以下同じ。)に 限る。)の規格は、次のとおりとする。

		基	準
<u>14</u>	\triangle		
<u> </u>)J	l l	l

				特	級	上	級	標	準
묘	内	全	香味	(略)		(略)		(略)	
質	容	形							
	物	(
		傷	肉質	(略)		(略)		(略)	
		を	, ,,,	(1)		()		(14)	
	位	除							
	1-1-	<							
			形態	(略)		(略)		(略)	
)	ハンほ	(1417)		(141)		(
			色沢	(略)		(略)		(略)	
			その	(略)		(略)		(略)	
			他の						
			事項						
			由宏	(m々)		(略)		(略)	
			内容	(略)		(呼台)		(中台)	
			物の						
			рН	/m/+ \		(m/r)		(mbr)	
		2	香味	(略)		(略)		(略)	
		つ i							
		割				1		1	
		ŋ	肉質	(略)		(略)		(略)	
			形態	(略)		(略)		(略)	
	1								

l				特	級	l Ŀ	級	標	進
品	内	仝	香味	香味が優良で		香味が良好で			むね良好であ
質		一形		異味異臭がな		異味異臭がな			異味異臭がな
貝	物			共外共大がな	V · C C o	共外共大かな	V · C C o	いこと。	共外共大がな
			内所	十ノ原内でも	n and	同左			ナノ原内でも
			肉質	太く厚肉であ					太く厚肉であ
	品	1 -		適当な軟らか	さど有しく				おおむね適当
	位			いること。					を有している
		<			I In the Admin			こと。	V. U. Me vo v
			形態	根元の切取り		同左			なりの状態がお
				好であり、そ					であり、その
				空洞の露出が					ビ洞の露出がほ
				整っており、	かつ、節間			とんどなく	、形がおおむ
				が短いもので	あること。				らり、かつ、節
								間がおおむ	Pね短いもので
								あること。	
			色沢	固有の色沢が	優良である	固有の色沢が	良好である	固有の色沢	パがおおむね良
				こと。		こと。		好であるこ	と。
			その	1 液が清澄	で浮遊物及	同左		1 液がお	おおむね清澄で
			他の	び沈殿物が	ないこと。			浮遊物及	び沈殿物がほ
			事項	2 あま皮の	除去が良好			とんどな	いこと。
				であり、損	傷がなく、			2 あま皮	どの除去がおお
				かつ、最大	のものの重			むね良好	子であり、損傷
				量が最小の	ものの重量			がほとん	どなく、かつ、
				の2倍未満	肯であるこ			最大のも	のの重量が最
				ک ی				小のもの	つの重量の2.5
				3 きょう雑	物がほとん				 :あること。
				どないこと。					雑物がほとん
					,			どないこ	
			内容	4.3以上である	らこと。	4.1以上である	iこと。	3.9以上で	
			物の	1.00(11.00)	, = = 0	1.19(1.19)	, = = 0	0.00	3 4 2 2 0
			Hq						
		2	香味	_		香味が良好で	あり かつ	香味がおち	むね良好であ
		つつ				異味異臭がな			異味異臭がな
		割				共外共大かな	V · C C o	いこと。	共外共大がな
			肉質	_		太く厚肉であ	n than		太く厚肉であ
			八貝			適当な軟らか			おおむね適当
							さを有して		
						いること。			を有している
			TTご 心に			4H =	の作品が中	こと。 ## 三の知道	・ い ひ 小 や と ユッナノ
			形態	_		根元の切取り			りの状態がお
	l]			好でめり、そ	の切取面に	おむね民姓	7であり、その

色沢	(略)	(略)	(略)	
その 他の 事項	(略)	(略)	(理各)	
内容	(略)	(略)	(略)	
物の pH	(84)	(41)	(51)	
傷 香味	(略)	1	<u>'</u>	
、 肉質 先	(略)			
形態の方でである。	(略)			
色沢	(略)			

		2	空洞の露出がなく、形が	切取面に空洞の露出がほ	
		季	整っており、節間が短く、	とんどなく、形がおおむ	
		1	かつ、切断の状態が良好	ね整っており、節間がお	
		7.	なものであること。	おむね短く、かつ、切断	
				の状態がおおむね良好な	
				ものであること。	
	色沢		固有の色沢が良好である	固有の色沢がおおむね良	
			こと。	好であること。	
	その		1 液が清澄で浮遊物及	1 液がおおむね清澄で	
	他の		び沈殿物がないこと。	浮遊物及び沈殿物がほ	
	事項		2 あま皮の除去が良好	とんどないこと。	
			であり、損傷がなく、	2 あま皮の除去がおお	
			かつ、最大のものの重	むね良好であり、損傷	
			量が最小のものの重量	がほとんどなく、かつ、	
			の2倍未満であるこ	最大のものの重量が最	
			と。	小のものの重量の2.5	
			3 きょう雑物がほとん	倍未満であること。	
			どないこと。	3 きょう雑物がほとん	
				どないこと。	
	内容	- 4	1以上であること。	3.9以上であること。	
	物の				
	рН				
傷	香味	香味が良好であり、かつ、身			
`	肉質	1 傷、先及び切りの場合に	•	〈厚肉であること。	
先		2 おおむね適当な軟らかる	さを有していること。		
	形態	1の場合			
切				その切取面に空洞の露出が	
及				ぶおおむね短く、かつ、欠	
び		損部の整形の状態がおれ			
筒		(2) 欠損部の長さが原形の	の高さの3分の1未満であ	あること。	
		2 先及び切の場合			
			0、節間がおおむね短く、	かつ、切断の状態がおお	
		むね良好であること。			
		3 筒の場合			
			おおむね良好であり、かつ	つ、形がおおむね整ってい	
		ること。			
	色沢	固有の色沢が良好であること	-		
その 1 液が混濁していないこと。					
		l			
	他の 事項	2 あま皮の除去がおおむれ ものの重量が最小のものの			

1 1		1	
		内	容 (略)
		物	מ
		pН	
		食品	
		加物	
	料	外の	泉
		材料食品	版 1 国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食
		加物	品添加物に関する一般規格 (CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006) 3.2の規定
		754 [25	に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合し
			ていること。
			2 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであるこ
			<u>Ł.</u>
		<u> </u>	(The)
		容量 の状態	(略)
	山	ク 扒 態	(略)
表	表	示事項	1 次の事項を表示してあること。
示			(1)~(9) (略)
			(10) 製造業者、輸入業者又は販売業者(以下「製造業者等」という。)の氏
			名又は名称及び住所
			2 (略)
			[削る。]
			9 齢3.日にもってけ、1.に担げるもののはか、 原卒団をしせる
			3 輸入品にあっては、1に <u>掲げる</u> もののほか、原産国名 <u>とする</u> 。
	表:	示の方	法 1 表示事項の項の1の(1)から(10)までに掲げる事項及び同項の2の使用上の注
			意の表示は、次に規定する方法により行われていること。
			(1)~(9) (略)

1 1	1 1	3 きょう雑物がほとんどないこと。
	内容	3.9以上であること。
	物の	0.00,12 (0.00)
	На	
	原食品添	 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	材加物以	1 tho
	料外の原	2 食塩
	材料	
	食品添	pH調整剤(クエン酸)以外のものを使用していないこと。
	加物	
	異物	前条の規格の異物と同じ。
	内容量	前条の規格の内容量と同じ。
	缶の状態	密封が完全で、適当な真空度を保持しており、かつ、外観及び缶の内面の状態
		が良好であること。
表	表示事項	1 次の事項を表示してあること。
示		(1) 名称
		(2) 形状
		(3) 大きさ(全形、傷、先及び切のものに限る。)
		(4) 内容個数 (全形のものに限る。)
		(5) 原材料名
		(6) 固形量
		(7) 内容総量
		(8) 賞味期限
		(9) 保存方法
		(10) 製造業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所
		2 内面塗装缶以外を使用した缶詰にあっては、1に規定するもののほか、使
		用上の注意を表示してあること。
		3 販売業者が製造業者又は輸入業者との合意等により製造業者又は輸入業者
		に代わってその品質に関する表示を行うこととされている場合にあっては、
		1の(の)に代えて、販売業者の氏名又は名称及び住所を表示してあること。
		4 輸入品にあっては、1に <u>規定する</u> もののほか、原産国名 <u>を表示してあるこ</u>
		<u>Ł</u> ,
	表示の方法	1 表示事項の項の1の(1)から(0)までに掲げる事項及び同項の2の使用上の注
		意の表示は、次に規定する方法により行われていること。
		(1) 名称

(2) 形狀 (3) 大きさ及び内容個数 (4) 原材料名 載すること。 ること。 (5) 固形量 (6) 内容総量 と。 (7) 賞味期限 (ア) 平成13年9月 (1) 13. 9 (中) 2001. 9 (I) 01. 9

「たけのこ水煮」と記載すること。

全形にあっては「全形」と、2つ割りにあっては「2つ割り」と、傷に あっては「傷」と、先にあっては「先」と、切にあっては「切」と、筒に あっては「筒」と記載すること。ただし、2つ割りにあっては、「2つ割 り」に代えて「割」と記載することができる。

全形にあってはその大きさを別表1に掲げる区分による大きさを表す記 号により記載し、かつ、その記号が示す内容個数を記載し、傷にあっては その大きさを別表1に掲げる区分による大きさを表す記号により記載し、 先にあってはその大きさを別表2に掲げる区分による高さを表す記号によ り記載し、切にあってはその大きさを別表3に掲げる区分による切断面の 短径を表す記号により記載すること。

使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記

- ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものか ら順に、「たけのこ」、「食塩」とその最も一般的な名称をもって記載す
- イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品 衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成 23年内閣府令第45号) 第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第 12条の規定に従い記載すること。

固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

内容総量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載するこ

賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待される全 ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をい う。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持され ていることがあるものとする。)を、次に定めるところにより記載するこ

ア次の例のいずれかにより記載すること。

(1) 1309

	(10) 製造業者 <u>等</u> の氏名又は名称及び住所 製造業者 <u>等</u> のうち表示内容に責任を有する <u>もの</u> の氏名又は名称及び住所 を記載すること。
	 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に定めるところにより、缶の胴部又は送り状に<u>してあること</u>。 (1)表示は、別記様式により<u>行う</u>こと。ただし、表示事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく記載する場合は、この限りでない。 (2)・(3) (略)
表示禁項	止事 (略)

(アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰の規格)

第5条 アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰(ロングスピアー、スピアー及びチップに限る。) の規格は、次のとおりとする。

区	分		基	準
香味		(略)		
色沢		(略)		
肉質及び	び形態	1 • 2	(略)	

(カ) 0109

イ アの規定にかかわらず、次の例のいずれかにより記載することができる。

- (ア) 平成13年9月1日
- (1) 13. 9. 1
- (†) 2001. 9. 1
- (I) 01. 9. 1
- (才) 130901
- (h) 010901
- (8) 保存方法

製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温 で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあっ ては、常温で保存する旨を省略することができる。

(9) 使用上の注意

「開缶後はガラス等の容器に移し換えること。」等と記載すること。

(10) 製造業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

製造業者又は輸入業者(販売業者が製造業者又は輸入業者との合意等により製造業者又は輸入業者に代わってその品質に関する表示を行うこととされている場合にあっては、当該販売業者)のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を記載すること。

- 2 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に定めるところにより、缶の胴部又は送り状に<u>しなければならない</u>。
- (1) 表示は、別記様式により<u>する</u>こと。ただし、表示事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。
- (2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- (3) 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305 (1962) に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。

衣小示山

表示禁止事 次に掲げる事項は、これを表示していないこと。

- (1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
- (2) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰の規格)

第5条 アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰(ロングスピアー、スピアー及びチップに限る。) の規格は、次のとおりとする。

12/96/14/18 ()(12 C 4 C 7 C)				
区	分	基	準	
香味		香味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。		
色沢		固有の色沢が良好であること。		
肉質及び	び形態	1 硬軟がおおむね適当であり、基部の硬い部分が全こと。	長の3分の1以下である	
		2 芽胞がほとんど開いていないこと。		

		3 先折れのもの又は痩せているものの混入が目立たないこと。
70	の他の事項	1 液がおおむね清澄で、浮遊物及び <u>沈殿物</u> がほとんどないこと。 2~4 (略)
原材料	食品添加物 以外の原材 料	(略)
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
内名	量	(略)
容器	器の状態	(略)

(スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰の規格)

第6条 スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰(ホールカーネル及びクリームスタイルに限 第6条 スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰(ホールカーネル及びクリームスタイルに限 る。)の規格は、次のとおりとする。

区 分	基	準
香味	(略)	
色沢	(略)	
粘ちゅう度(ク	(略)	
リームスタイル		
に限る。)		
肉質及び形態	(略)	
(ホールカーネ		
ルに限る。)		

		3 先折れのもの又は <u>やせて</u> いるものの混入が目立たないこと。
その	り他の事項	1 液がおおむね清澄で、浮遊物及び沈でん物がほとんどないこと。
		2 ロングスピアーにあっては長さが15cm未満又は18cm以上のどん茎、スピア
		ーにあっては長さが9.5cm未満又は15cm以上のどん茎、チップにあっては長
		さが4cm未満又は9.5cm以上のどん茎の割合がそれぞれ固形量の25%以下で
		あること。
		3 皮(皮をむいたものに限る。)、くぼみ、奇形及び損傷あるものの割合が、
		それぞれ固形量の10%以下であり、その合計が15%以下であること。
		4 各個体の長さの2分の1以上の部分が黄緑色、淡緑色、緑色又は青色に帯
		色したどん茎が混入していないこと。
原	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
材	以外の原材	1 アスパラガス
料	料	2 食塩
		3 砂糖類
	食品添加物	<u>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</u>
		1 調味料
		<u>L</u> —グルタミン酸ナトリウム、コハク酸ナトリウム、5'—イノシン酸二
		<u>ナトリウム、5'一グアニル酸二ナトリウム及び5'一リボヌクレオチドニ</u>
		<u>ナトリウム</u>
		<u>2</u> pH調整剤
		クエン酸、クエン酸三ナトリウム、DL―リンゴ酸及びDL―リンゴ酸ナ
		<u>トリウム</u>
		3 酸化防止剤
	,	<u>L</u> —アスコルビン酸及びL—アスコルビン酸ナトリウム
<u>異物</u>		第3条の規格の異物と同じ。
内容量		第3条の規格の内容量と同じ。
容器	号の状態	第3条の規格の容器の状態と同じ。

(スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰の規格)

る。)の規格は、次のとおりとする。

0007 1279ETH 101(y(1) C 4 C 7 C 8
区 分	基
香味	前条の規格の香味と同じ。
色沢	前条の規格の色沢と同じ。
粘ちゅう度(ク	粘ちゅう度がおおむね適当であること。
リームスタイル	
に限る。)	
肉質及び形態	硬軟がおおむね適当で、粒の形及び大きさがおおむね整一であり、かつ、切り
(ホールカーネ	方がおおむね適当であること。
ルに限る。)	

70	の他の事項	(概各)
原		(略)
杉业		
彩	料料	
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
卢	容量	(概各)
	ド器の状態	1 (略)
		2 瓶詰のものにあっては、密封が完全で、適当な真空度を保持しており、か
		つ、瓶及び蓋の品質及び型体並びにパッキングの材質が良好であること。

(グリンピース缶詰又はグリンピース瓶詰の規格)

第7条 グリンピース缶詰又はグリンピース瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
香味		(略)	
色沢		(略)	

その他の事項		1 ホールカーネルにあっては、液がおおむね清澄であること。 2 変色粒がほとんどないこと。 3 クリームスタイルにあっては、果皮の硬さがおおむね適当であること。 4 きょう雑物にあっては、次の基準を満たしていること。 (1) ホールカーネルにあっては、固形量に対する穂軸片の割合が1cm³/400g以下、固形量に対する皮片の割合が7cm²/400g以下、固形量に対する雌穂(絹糸)の割合が180mm/28g以下であること。 (2) クリームスタイルにあっては、内容量に対する穂軸片の割合が1cm³/400g以下、内容量に対する皮片の割合が7cm²/400g以下、内容量に対する皮片の割合が7cm²/400g以下、内容量に対する皮片の割合が7cm²/400g以下、内容量に対する地穂(絹糸)の割合が150mm/28g以下であること。	
原	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	
材	以外の原材	1 スイートコーン	
料	料	2 砂糖類	
		3 でん粉(クリームスタイルに限る。)	
		4 食塩	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	
		 1 調味料 Lーグルタミン酸ナトリウム、コハク酸ナトリウム、5'ーイノシン酸ニナトリウム、5'ーグアニル酸ニナトリウム及び5'ーリボヌクレオチドニナトリウム 2 内調整剤 クエン酸 3 加工でん粉 (クリームスタイルに限る。) アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピルイリン酸架橋デンプン、リン酸イデンプン及びリン酸架橋デンプン 	
異物		第3条の規格の異物と同じ。	
内容量		第3条の規格の内容量と同じ。	
容器	号の状態	1 缶詰のものにあっては、内面塗装缶であって、密封が完全で、適当な真空	
		度を保持しており、かつ、外観及び缶の内面の状態が良好であること。	
		2 瓶詰のものにあっては、密封が完全で、適当な真空度を保持しており、か	
		つ、瓶及び <u>ふた</u> の品質及び型体並びにパッキングの材質が良好であること。	

(グリンピース缶詰又はグリンピース瓶詰の規格)

第7条 グリンピース缶詰又はグリンピース瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
香味		固有の香味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。	
色沢		色沢が良好であること。	

肉質	Í	(略)
その	の他の事項	1 液がおおむね清澄で、浮遊物及び <u>沈殿物</u> がほとんどないこと。
		2 病虫害粒の混入がほとんどなく、腹割れ粒(皮が完全に <u>剝離</u> し種実が2つ
		に割れている粒をいう。以下同じ。)の重量が固形量の10%以下であり、か
		つ、粒の大きさがおおむねそろっていること。
		3 (略)
原	食品添加物	(略)
材	以外の原材	
料	料	
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
内名		(略)
容器	器の状態	(略)

(あずき缶詰又はあずき瓶詰の規格)

第8条 あずき缶詰又はあずき瓶詰の規格は、次のとおりとする。

Þ	区 分	基	準
香吃	ŧ	(略)	
色》	5	(略)	
性北	犬	(略)	
その	つ他の事項	(略)	
可》	容性固形分	(略)	
(粉	書液で煮込ん		
だも	っのに限る。)		
原	食品添加物	(略)	
材	以外の原材		
料	料		

肉質	質	硬軟がおおむね適当であること。
その他の事項		1 液がおおむね清澄で、浮遊物及び <u>沈でん物</u> がほとんどないこと。
		2 病虫害粒の混入がほとんどなく、腹割れ粒(皮が完全に <u>はく離</u> し種実が 2
		つに割れている粒をいう。以下同じ。)の重量が固形量の10%以下であり、
		かつ、粒の大きさがおおむねそろっていること。
		3 きょう雑物がほとんどないこと。
原	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
材	以外の原材	1 えんどう
料	料	2 食塩
	食品添加物	<u>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</u>
		1 調味料
		L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸ナトリウム、5°-イノシン酸二
		ナトリウム、5'一グアニル酸二ナトリウム及び5'一リボヌクレオチドニ
		<u>ナトリウム</u>
		<u>2</u> pH調整剤
		クエン酸、クエン酸三ナトリウム、DL―リンゴ酸及びDL―リンゴ酸ナ
		<u>トリウム</u>
		<u>3</u> 形状保持剤
		乳酸カルシウム及び塩化カルシウム
		<u>4</u> <u>着色料</u>
		食用青色1号及び食用黄色4号
異物	<u>勿</u>	第3条の規格の異物と同じ。
内容	量名	第3条の規格の内容量と同じ。
容器	景の状態	第3条の規格の容器の状態と同じ。

(あずき缶詰又はあずき瓶詰の規格)

第8条 あずき缶詰又はあずき瓶詰の規格は、次のとおりとする。

к <i>и</i>) у е ш п	スはめする風間の然情は、人のこわりこする。	
≤ 分	基	準
卡	第5条の規格の香味と同じ。	
5	第5条の規格の色沢と同じ。	
犬	硬軟がおおむね適当であること。	
つ他の事項	1 状態が良好であること。	
	2 きょう雑物がほとんどないこと。	
容性固形分	45%以上であること。	
書液で煮込ん		
っのに限る。)		
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	
以外の原材	1 小豆	
料	2 砂糖類	
	3 食塩	
	会 分 表 で	基 株 第5条の規格の香味と同じ。 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で を性固形分 45%以上であること。 き液で煮込んのに限る。) で 食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 以外の原材 1 小豆 料 2 砂糖類

	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
内名	量容量	(略)
容器の状態		(略)

(大豆缶詰又は大豆瓶詰の規格)

第9条 大豆缶詰又は大豆瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
香味		(略)	
色沢		(略)	
肉質		(略)	
その他の事項		1 水煮のものにあっては、 どないこと。2・3 (略)	液がおおむね清澄で、浮遊物及び <u>沈殿物</u> がほとん
	食品添加物 以外の原材 斗	(略)	

	4 小麦粉
	5 ゼラチン
	6 でん粉
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	1 酸味料
	クエン酸及びフィチン酸
	2 酸化防止剤
	<u>L―アスコルビン酸及びL―アスコルビン酸ナトリウム</u>
	3 品質改良剤
	ポリリン酸ナトリウム及びメタリン酸ナトリウム
	<u>4</u> 形状保持剤
	乳酸カルシウム及び塩化カルシウム
	<u>5</u> <u>加工でん粉</u>
	アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、ア
	セチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デン
	プン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化
	リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化
	<u>デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>
<u>異物</u>	第3条の規格の異物と同じ。
内容量	第3条の規格の内容量と同じ。
容器の状態	第6条の規格の容器の状態と同じ。

(大豆缶詰又は大豆瓶詰の規格)

第9条 大豆缶詰又は大豆瓶詰の規格は、次のとおりとする。

野 タラ	N 7 4 4 11 11 7	には八旦凧前の兄俗は、八のこわりこりる。	
Þ	三 分	基	準
香味	未	第7条の規格の香味と同じ。	
色》	5	第5条の規格の色沢と同じ。	
肉質	重	第7条の規格の肉質と同じ。	
その	つ他の事項	1 水煮のものにあっては、液がおおむね清澄	で、浮遊物及び <u>沈でん物</u> がほと
		んどないこと。	
		2 病虫害粒の混入がほとんどなく、腹割れ粒	の重量が固形量の10%以下であ
		り、かつ、粒の大きさがおおむねそろってい	ること。
		3 きょう雑物がほとんどないこと。	
原	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこ	. と。
材	以外の原材	1 大豆	
料	料	2 調味料	
		食塩、砂糖類、しょうゆ、動植物の抽出濃	縮物、酵母エキス、食酢、みり
		ん、酒、たん白加水分解物その他調味料とし	て使用するもの
		3 香辛料	
		4 クリームソース等の調味液	

	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
内容	学量	(略)
容器	骨の状態	(略)

(マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰の規格)

第10条 マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰(ホール、ボタン、薄切り及び不定形に限る。) の規格は、次のとおりとする。

区 分	基準
香味	(略)
色沢	(略)
形態	1 <u>傘</u> の開いているもの(<u>傘</u> が開いていて膜が切れているものをいう。以下同じ。)がほとんどないこと。 2 <u>傘</u> の中開きのもの(<u>傘</u> がやや開きかかっていて膜のみえるものをいう。)の個体数がホールにあっては全個体数の50%以下、ボタンにあっては全個体数の40%以下であること。 3 ホールにあっては茎の長さが茎の直径の2分の1以下であり、ボタンにあっては <u>傘</u> の付け根から茎が除去されており、かつ、切口の状態がおおむね良好であり、薄切りにあっては茎の長さが茎の直径の2分の1以下であるもの又は <u>傘</u> の付け根から茎を除去したものであって、かつ、切口の状態がおおむね良好であること。
その他の事項	 液がおおむね清澄で、浮遊物及び<u>沈殿物</u>がほとんどないこと。 損傷、<u>斑点</u>、変色及び<u>病虫害痕</u>がほとんどないこと。 (略) 不定形にあっては、<u>傘</u>の部分の重量が固形量の30%以上であること。 (略)
原 食品添加物	(略)
材 以外の原材 料 料	
食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。

食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 pH調整剤 クエン酸 2 形状保持剤 乳酸カルシウム及び塩化カルシウム
異物	第3条の規格の異物と同じ。
内容量	第3条の規格の内容量と同じ。
容器の状態	第3条の規格の容器の状態と同じ。

(マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰の規格)

第10条 マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰 (ホール、ボタン、薄切り及び不定形に限る。) の規格は、次のとおりとする。

[2	分	基	準
香味	ŧ	第5条の規格の香味と同じ。	
色》	5	第5条の規格の色沢と同じ。	
形創	200	1 <u>かさ</u> の開いているもの(<u>かさ</u> が開いていて腹	草が切れているものをいう。以
		下同じ。) がほとんどないこと。	
		2 <u>かさ</u> の中開きのもの(<u>かさ</u> がやや開きかか	っていて膜のみえるものをい
		う。) の個体数がホールにあっては全個体数の	50%以下、ボタンにあっては
		全個体数の40%以下であること。	
		3 ホールにあっては茎の長さが茎の直径の2分	分の1以下であり、ボタンにあ
		っては <u>かさ</u> の付け根から茎が除去されており、	かつ、切口の状態がおおむね
		良好であり、薄切りにあっては茎の長さが茎の)直径の2分の1以下であるも
		の又は <u>かさ</u> の付け根から茎を除去したものであ	って、かつ、切口の状態がお
		おむね良好であること。	
その)他の事項	1 液がおおむね清澄で、浮遊物及び沈でん物が	がほとんどないこと。
		2 損傷、 <u>はん点</u> 、変色及び <u>病虫害こん</u> がほとん	<i>し</i> どないこと。
		3 ホール及びボタンにあっては、奇形がほとん	<i>し</i> どないこと。
		4 ホール及びボタンにあっては、粒の大きさか	ぶおおむねそろっていること。
		5 ホール及びボタンにあっては、それぞれ規定	ごされた形状の茎の長さを超え
		るものが全個体数の10%以下であること。	
		6 薄切りにあっては、縦に薄切りしたときの両	可端の切り落し部の混入がほと
		んどなく、最大のものと最小のものとの長さの	D差が15mm以下であり、かつ、
		厚さがおおむねそろっていること。	
		7 不定形にあっては、 <u>かさ</u> の部分の重量が固形	彡量の30%以上であること。
		8 きょう雑物がほとんどないこと。	
原	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと	
材	以外の原材	1 マッシュルーム	
料	料	2 食塩	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと	- 0

内容量	(略)
容器の状態	(略)

(えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰の規格)

第11条 えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰の規格は、次のとおりとする。

[2	三 分	基	準
香味	未	(略)	
色》	7	(略)	
形創	५००	1 (略)	
		2 <u>傘</u> の開いているものがほとんどないこと。	
状態	ሃሰሴ	(略)	
固刑	多分	(略)	
その	り他の事項	1 (略)	
		2 損傷及び <u>病虫害痕</u> がほとんどないこと。	
		3 (略)	
原	食品添加物	(略)	
材	以外の原材		
料	料		
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。	

	1 調味料
	<u>L</u> ーグルタミン酸ナトリウム、コハク酸ナトリウム、5'イノシン酸二
	ナトリウム、5'一グアニル酸ニナトリウム及び5'一リボヌクレオチドニ
	ナトリウム
	<u>2</u> pH調整剤
	クエン酸
	3 品質改良剤
	ポリリン酸ナトリウム及びメタリン酸ナトリウム
	4 酸化防止剤
	<u>L</u> ーアスコルビン酸及びL一アスコルビン酸ナトリウム
<u>異物</u>	第3条の規格の異物と同じ。
内容量	第3条の規格の内容量と同じ。
容器の状態	第3条の規格の容器の状態と同じ。

(えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰の規格)

第11彡	そ えのきたに	缶詰又はえのきたけ瓶詰の規格は、次のとおりとする。
	区 分	基
香味	ŧ	第5条の規格の香味と同じ。
色》	7	第7条の規格の色沢と同じ。
形息	70%	1 茎の長さ及び太さがおおむねそろっていること。
		2 <u>かさ</u> の開いているものがほとんどないこと。
状態	70%	固形物と液の分離がほとんどないこと。
固刑	多分	70%以上であること。
その	の他の事項	1 石付部に近い部分のほぐしの状態がおおむね良好であること。
		2 損傷及び <u>病虫害こん</u> がほとんどないこと。
		3 きょう雑物がほとんどないこと。
原	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
材	以外の原材	1 えのきたけ
料	料	2 調味料
		食塩、砂糖類、しょうゆ、動植物の抽出濃縮物、酵母エキス、食酢、みり
		ん、酒、たん白加水分解物その他調味料として使用するもの
		3 香辛料
		4 クリームソース等の調味液
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
		1 調味料
		L一グルタミン酸ナトリウム、コハク酸ナトリウム、5'-イノシン酸コ
		ナトリウム、5' ―グアニル酸ニナトリウム及び 5' ―リボヌクレオチドニ
		ナトリウム
		2 pH調整剤
		クエン酸、クエン酸三ナトリウム、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ケ

内邻	全量	(略)		
容器の状態		(略)		

(なめこ缶詰又はなめこ瓶詰の規格)

第12条 なめこ缶詰又はなめこ瓶詰の規格は、次のとおりとする。

512 3	分	基	準
香味	ŧ	(略)	
色洲		(略)	
肉質		(略)	
形態	and a	(略)	
その	他の事項	1・2 (略)	
		3 損傷、変色及び <u>病虫害痕</u> がほとんどないこと。	
		4·5 (略)	
原	食品添加物	(略)	
材	以外の原材		
料	料		
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。	
内容	3量	(略)	
容器の状態		(略)	

(みかん缶詰又はみかん瓶詰の規格)

る。

X	分	基	進

	トリウム 3 酸化防止剤 Lアスコルビン酸及びLアスコルビン酸ナトリウム
異物	第3条の規格の異物と同じ。
内容量	第3条の規格の内容量と同じ。
容器の状態	第3条の規格の容器の状態と同じ。

(なめこ缶詰又はなめこ瓶詰の規格)

第19条 かめこ缶詰又けかめご新詰の規格け 次のとおりとする

第123	ト なめこ缶記	以はなめこ瓶詰の規格は、次のとおりとする。
[2	☑ 分	基準
香明	卡	第5条の規格の香味と同じ。
色》	5	第7条の規格の色沢と同じ。
肉質	重	第7条の規格の肉質と同じ。
形創	20%	1 形がおおむね整っており、かつ、つぼみを詰めたものにあっては、開きの
		ものがほとんど混入していないこと。
		2 茎の長さがおおむね適当で、そろっており、かつ、切口の状態が良好であ
		ること。
その	つ他の事項	1 液が混濁していないこと。
		2 浮遊物がほとんどないこと。
		3 損傷、変色及び病虫害こんがほとんどないこと。
		4 きょう雑物がほとんどないこと。
		5 粒の大きさがおおむねそろっていること。
原	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
材	以外の原材	1 なめこ
料	料	2 食塩
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
		<u>1</u> 調味料
		L一グルタミン酸ナトリウム、コハク酸ナトリウム、5'-イノシン酸二
		<u>ナトリウム、5'一グアニル酸二ナトリウム及び5'一リボヌクレオチドニ</u>
		<u>ナトリウム</u>
		<u>2</u> pH調整剤
		クエン酸
異物	<u>匆</u>	第3条の規格の異物と同じ。
<u> </u>	量	第3条の規格の内容量と同じ。
容剝	号の状態	第3条の規格の容器の状態と同じ。

(みかん缶詰又はみかん瓶詰の規格)

第13条 みかん缶詰又はみかん瓶詰(全形、全果粒及び身割れに限る。)の規格は、次のとおりとす 第13条 みかん缶詰又はみかん瓶詰(全形、全果粒及び身割れに限る。)の規格は、次のとおりとす

区	分	基	準
	- •		·

香味	(略)
色沢	(略)
肉質	(略)
形態	(略)
大きさのそろい	(略)
(全形及び大き	
さをそろえた全	
果粒に限る。)	
その他の事項	1 液(<u>充塡液</u> に果実の搾汁(濃縮したものを搾汁の状態に戻したものを含む。
	以下同じ。)を使用していないものに限る。)が混濁していないこと。
	2 <u>病虫害痕</u> がほとんどないこと。
	3 きょう雑物がほとんどなく、かつ、全果粒及び身割れにあっては、じょう
	のう膜の破片及び <u>筋</u> がほとんどなく、かつ、固形量に対するじょうのう膜の
	破片の割合が 7 cm²/100 g 以下、固形量に対する <u>筋</u> の割合が 5 cm/100 g 以
	下、かつ、固形量に対する種子の数が2個/100g未満であること。
可溶性固形分	<u>充塡液</u> に砂糖類を加えたものにあっては、10%以上であること。
原食品添加物	(略)
材以外の原材	
料料	
A P W look	
食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
内容量	(略)
容器の状態	(略)
4年74元	\MD /

(もも缶詰又はもも瓶詰の規格)

第14条 もも缶詰又はもも瓶詰(2つ割り、4つ割り、薄切り及び立方形に限る。)の規格は、次の 第14条 もも缶詰又はもも瓶詰(2つ割り、4つ割り、薄切り及び立方形に限る。)の規格は、次の

香味	第5条の規格の香味と同じ。
色沢	第7条の規格の色沢と同じ。
肉質	第7条の規格の肉質と同じ。
形態	形がおおむね整っており、かつ、全果粒(大きさをそろえていない全果粒を除
	く。) にあっては、身割れ又は小片の重量が固形量の7%以下、身割れにあっ
	ては小片の重量が固形量の15%以下であること。
大きさのそろい	大きさがおおむねそろっており、かつ、特に不ぞろいな全果粒(全粒数の5%
(全形及び大き	までは除くことができる。)以外の全果粒にあっては、最大のものの重量が最
さをそろえた全	小のものの重量の2倍未満であること。
果粒に限る。)	
その他の事項	1 液(<u>充てん液</u> に果実の搾汁(濃縮したものを搾汁の状態に戻したものを含
	む。以下同じ。)を使用していないものに限る。)が混濁していないこと。
	2 <u>病虫害こん</u> がほとんどないこと。
	3 きょう雑物がほとんどなく、かつ、全果粒及び身割れにあっては、じょう
	のう膜の破片及び <u>すじ</u> がほとんどなく、かつ、固形量に対するじょうのう膜
	の破片の割合が 7 cm²/100 g 以下、固形量に対する <u>すじ</u> の割合が 5 cm/100
	g以下、かつ、固形量に対する種子の数が2個/100g未満であること。
可溶性固形分	<u>充てん液</u> に砂糖類を加えたものにあっては、10%以上であること。
原 食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
材 以外の原材	1 みかん
料料	2 果実の搾汁
	3 砂糖類
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	<u>1</u> 酸味料
	<u>クエン酸</u>
	<u>2</u> 酸化防止剤
	L―アスコルビン酸及びL―アスコルビン酸ナトリウム(それぞれ全果粒
	及び身割れに限る。)
	3 安定剤
	メチルセルロース(全果粒及び身割れに限る。)
	4 香料(全果粒及び身割れに限る。)
	5 白濁防止剤
	ヘスペリジナーゼ及び酵素処理へスペリジン(それぞれ全果粒及び身割れ
	<u>に限る。)</u>
<u>異物</u>	第3条の規格の異物と同じ。
内容量	第3条の規格の内容量と同じ。
容器の状態	第3条の規格の容器の状態と同じ。

(もも缶詰又はもも瓶詰の規格)

とおりとする。

	7		基準		準	
₽	<u> </u>	分	上	級	標	準
内	2	香味	(略)		(略)	
容	2					
物	割	肉質	肉質が <u>緻密</u> であり、か~	つ、熟度及び硬	肉質がおおむね <u>緻</u>	<u>密</u> であり、かつ、熟
0	り		軟が適当であること。		度及び硬軟がおお	おむね適当であるこ
묘					と。	
位		形態	(略)		(略)	
		4 NO	(mbs)		(mba)	
		色沢	(略)		(略)	
		その他	1 (略)		1 (略)	
		の事項	1 (四分)		1 (呼)	
		の争項				
			 2 液(充塡液に果実の	の搾汁を使用し	9 液 (果実の搾汁を使用し
			ていないものに限る			に限る。)がおおむね
			ること。	6) % IF ISC (U)	清澄であること	0,
			3 病虫害痕及び肌荒れ	れがないこと。	****	。 <u>肌荒れ</u> がほとんどな
					いこと。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
			4 (略)		4 (略)	
	4	香味	(略)			
	2	肉質	肉質がおおむね <u>緻密</u> でる	あり、かつ、熟思	度及び硬軟がおおむ	ね適当であること。
	割	形態	(略)			
	り					
	`	色沢	(略)			
	薄	その他	1 (略)			
	切	の事項	2 液 (充塡液に果実	の搾汁を使用して	ていないものに限る	5。) が混濁していな
	り		いこと。			
	及		3 病虫害痕及び肌荒れ			±1.6 x2. = 0.70 ···
	び		4 <u>充塡液</u> を加えたも			
	立立		下であり、 <u>充塡液</u> を力		りにあっては固形量	に対する果皮の割合
	方形		が30cm²/kg以下であ	ること。		
	形	리교	(m々)			
		国形分 3 添加物	(略)			
		品添加物 トの原材				
1/1	レ人グ	rツ原材				

とおりとする。

		19つ。 ハ	基			準
<u> </u>	₹	分	上	級	標	準
内	2	香味	固有の香味が良好であり	、かつ、異味	固有の香味がおおむれ	良好であり、か
容	つ		異臭がないこと。		つ、異味異臭がないこ	
物	割	肉質	肉質が <u>ち密</u> であり、かつ	、熟度及び硬	肉質がおおむね <u>ち密</u> て	であり、かつ、熟
の	り		軟が適当であること。		度及び硬軟がおおむ	ね適当であるこ
品					と。	
位		形態	果肉の形が整っており、	切断の状態が	果肉の形がおおむね鏨	とっており、切断
			良好であり、厚肉であり	、かつ、損傷	の状態がおおむね良好	子であり、おおむ
			がほとんどないこと。		ね厚肉であり、かつ、	損傷がほとんど
					ないこと。	
		色沢	固有の色沢が良好であり	、かつ、褐変	固有の色沢がおおむれ	
			及び紫変がないこと。		つ、褐変及び紫変がほ	
		その他	1 果肉の大きさ及び厚		1 果肉の大きさ及て	-
		の事項	っており、かつ、最大		そろっており、かつ	
			が最小の果肉の重量の	01.5倍未満で	重量が最小の果肉の)重量の2倍未満
			あること。		であること。	
			2 液 (<u>充てん液</u> に果実		2 液 (充てん液に果	
			していないものに限る	5。) が清澄で	していないものに	限る。)がおおむ
			あること。		ね清澄であること。	
			3 <u>病虫害こん</u> 及び <u>はだ</u>	<u>荒れ</u> がないこ	3 病虫害こん及びに	<u>はだ荒れ</u> がほとん
			٤. ٢ - ١٠٠٠	102	どないこと。	182
	4	- 7.n4	4 きょう雑物がほとん			さんをないこと。
	4	香味	固有の香味が良好であり			71/
	少	肉質	肉質がおおむねち密であ			
	割り	形態	果肉の形がおおむね整っ			、わわむね厚肉
	<i>y</i>	色沢	であり、かつ、損傷が全 固有の色沢が良好であり			\ > 1.
	薄	その他	1 果肉の大きさ及び厚			· _ C o
	切切	の事項			していないものに限る。) が混濁してい
	ŋ	-/ - / -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/ -/	ないこと。			, , ~ INDIPO C V
	及		3 <u>病虫害こん</u> 及び <u>はだ</u>	荒れがほとんど	ビないこと。	
	び				固形量に対する果皮の	割合が15cm²/kg
	立				いものにあっては固形量	
	方		割合が30cm ² /kg以下で	-		
	形			-		
可消	8性間	国形分	前条の規格の可溶性固形	分と同じ。		
原	食品	品添加物	次に掲げるもの以外のも	のを使用してい	いないこと。	
*	以夕	トの原材	1			

料	料	
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
内容	量	(略)
	景の状態	(略)

(なし缶詰又はなし瓶詰の規格)

とおりとする。

区		\hookrightarrow	分基		準	
		77	上	級	標	準
内	2	香味	(略)		(略)	
容	2					
物	割	肉質	肉質が <u>緻密</u> であり、かつ、	熟度及び硬	肉質がおおむね <u>緻密</u>	であり、かつ、熟
\mathcal{O}	ŋ		軟が適当であること。		度及び硬軟がおおる	むね適当であるこ
品					と。	
位		形態	(略)		(略)	
		色沢	(略)		(略)	
		その他	1 (略)		1 (略)	
		の事項				
			2 液 (<u>充塡液</u> に果実の表	管汁を使用し	2 液(<u>充塡液</u> に果	実の搾汁を使用し
			ていないものに限る。)	が清澄であ	ていないものに関	艮る。) がおおむね
			ること。		清澄であること。	

料	料	2 果実の搾汁
		3 砂糖類
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
		1 酸味料
		クエン酸、クエン酸三ナトリウム、DL―リンゴ酸及びDL―リンゴ酸ナ
		<u>トリウム</u>
		2 品質改良剤
		ポリリン酸ナトリウム及びメタリン酸ナトリウム
		3 形状保持剤
		乳酸カルシウム (砂糖類を加えていないものに限る。)
		4 酸化防止剤
		L―アスコルビン酸及びL―アスコルビン酸ナトリウム
		<u>5</u> <u>香料</u>
異物	<u>匆</u>	第3条の規格の異物と同じ。
内名	量名	第3条の規格の内容量と同じ。
容暑	景の状態	第3条の規格の容器の状態と同じ。

(なし缶詰又はなし瓶詰の規格)

第15条 なし缶詰又はなし瓶詰(2つ割り、4つ割り、薄切り及び立方形に限る。)の規格は、次の 第15条 なし缶詰又はなし瓶詰(2つ割り、4つ割り、薄切り及び立方形に限る。)の規格は、次の とおりとする。

	- / -	- 7 20	基	進
⊵	区 分			'
			上級	標準
内	2	香味	固有の香味が良好であり、かつ、異味	固有の香味がおおむね良好であり、か
容	2		異臭がないこと。	つ、異味異臭がないこと。
物	割	肉質	肉質が <u>ち密</u> であり、かつ、熟度及び硬	肉質がおおむね <u>ち密</u> であり、かつ、熟
の	り		軟が適当であること。	度及び硬軟がおおむね適当であるこ
品				と。
位		形態	果肉の形が整っており、切断の状態が	果肉の形がおおむね整っており、切断
			良好であり、厚肉であり、かつ、損傷	の状態がおおむね良好であり、おおむ
			がないこと。	ね厚肉であり、かつ、損傷がほとんど
				ないこと。
		色沢	固有の色沢が良好であり、かつ、褐変	固有の色沢がおおむね良好であり、か
			がないこと。	つ、褐変がほとんどないこと。
		その他	1 果肉の大きさ及び厚さがほぼそろ	1 果肉の大きさ及び厚さがおおむね
		の事項	っており、かつ、最大の果肉の重量	そろっており、かつ、最大の果肉の
			が最小の果肉の重量の1.5倍未満で	重量が最小の果肉の重量の2倍未満
			あること。	であること。
			2 液(<u>充てん液</u> に果実の搾汁を使用	2 液(<u>充てん液</u> に果実の搾汁を使用
			していないものに限る。) が清澄で	していないものに限る。)がおおむ
			あること。	ね清澄であること。

			3 病虫害痕及び肌荒れがないこと。	3 <u>病虫害痕</u> 及び <u>肌荒れ</u> がほとんどな
			4 (略)	いこと。 4 (略)
	4	香味	(略)	1 (MI)
	つ	肉質	肉質がおおむね緻密であり、かつ、熟月	度及び硬軟がおおむね商当であること。
	割	形態	(略)	
	り			
	`	色沢	(略)	
	薄	その他	1 (略)	
	切	の事項	2 液(<u>充塡液</u> に果実の搾汁を使用し	ていないものに限る。)が混濁していな
	り		いこと。	
	及		3 <u>病虫害痕</u> 及び <u>肌荒れ</u> がほとんどない	ハこと。
	び			² /kg以下、固形量に対する <u>果芯</u> の数が
	立		3個/kg以下、固形量に対する種子の	D数が8個/kg以下であること。
	方			
	形			
		副形分	(略)	
原		品添加物	(略)	
材		トの原材		
料	料			
	合口	品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。	
	及口	口的印刷物	<u> </u>	
内容	量		(略)	
容器	景の北		(略)	

(パインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰の規格)

形、縦割り、角柱形、立方形、身割れ及び小片に限る。)の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
香味		(略)	
色沢		(略)	

1	ı		3 病虫害こん及びはだ荒れがないこ 3 病虫害こん及びはだ荒れがほとん
			と。
			4 きょう雑物がほとんどないこと。 4 きょう雑物がほとんどないこと。
	4	香味	固有の香味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。
	_	肉質	肉質がおおむねち密であり、かつ、熟度及び硬軟がおおむね適当であること。
	割	形態	果肉の形がおおむね整っており、切断の状態がおおむね良好で、おおむね厚肉
	ŋ	7.0	であり、かつ、損傷が全個体数の30%以下であること。
	``	色沢	固有の色沢が良好であり、かつ、褐変がほとんどないこと。
	薄	その他	1 果肉の大きさ及び厚さがおおむねそろっていること。
	切	の事項	2 液 (充てん液に果実の搾汁を使用していないものに限る。) が混濁してい
	ŋ		ないこと。
	及		3 病虫害こん及びはだ荒れがほとんどないこと。
	び		4 固形量に対する果皮の割合が10cm²/kg以下、固形量に対する <u>果しん</u> の数
	立		が3個/kg以下、固形量に対する種子の数が8個/kg以下であること。
	方		
	形		
可落	\$性固]形分	第13条の規格の可溶性固形分と同じ。
原	食品	品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
材	以夕	トの原材	1 洋なし及び和なし
料	料		2 果実の搾汁
			3 砂糖類
	食品	品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
			1 酸味料
			クエン酸、クエン酸三ナトリウム、DL―リンゴ酸及びDL―リンゴ酸ナ
			<u>トリウム</u>
			<u>2</u> 形状保持剤
			乳酸カルシウム (砂糖類を加えていないものに限る。)
			3 酸化防止剤
			<u>Lアスコルビン酸及びLアスコルビン酸ナトリウム</u>
			<u>4</u> <u>香料</u>
異物	_		第3条の規格の異物と同じ。
内容		h AF	第3条の規格の内容量と同じ。
谷岩	景の北	想力	第3条の規格の容器の状態と同じ。

(パインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰の規格)

第16条 パインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰(全形、2つ割り、4つ割り、輪切り、くさび 第16条 パインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰(全形、2つ割り、4つ割り、輪切り、くさび 形、縦割り、角柱形、立方形、身割れ及び小片に限る。) の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
香味		第7条の規格の香味と同じ。	
色沢	•	固有の色沢が良好であり、かつ、異常な色沢がないこと。	

肉質	1 (略) 2 <u>芯</u> の除去がおおむね良好であり、かつ、 <u>芯</u> の重量が固形物の重量の7%以下であること。	肉質	1 硬軟がおおむね適当であり、かつ、多孔質のものがないこと。 2 <u>しん</u> の除去がおおむね良好であり、かつ、 <u>しん</u> の重量が固形物の重量の7 %以下であること。
形態		形態	1 形の整い (1) 全形にあっては、形がおおむね整っていること。 (2) 2つ割り、4つ割り、輪切り、くさび形、縦割り、角柱形及び立方形にあっては、形がおおむね整っており、かつ、くさび形にあっては厚さが8 mm未満又は13mmを超える果肉、縦割りにあっては長さが65mm未満の果肉、角柱形にあっては縦及び横の長さが12mm以下の果肉又は厚さが38mm以上の果肉、立方形にあっては一辺の長さが14mmを超える果肉がないこと。 2 切取り (1) 全形にあっては、切取りが軽度であること。 (2) 2つ割り、4つ割り、輪切り及び縦割りにあっては、切取りがおおむね軽度であり、かつ、縦割りにあっては過度な果肉の数が全果肉の数の15%以下、2つ割り、4つ割り及び輪切りにあっては過度な果肉の数が、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる数のものであること。 1 缶又は1 瓶中の果肉の数 1 缶又は1 瓶中の切取りの過度な果肉の数10以下 2 未満11以上27以下 3 未満全果肉数の数の7.5%以下のもの 3 割れ 2つ割り、4つ割り、輪切り及び縦割りにあっては、割れた果肉がほとんどないこと。
大きさのそろい	(照各)	大きさのそろい	2つ割り、4つ割り、輪切り、くさび形、縦割り、角柱形及び立方形にあっては、大きさがおおむねそろっており、かつ、2つ割り、4つ割り、輪切り又は縦割りにあっては、最大の果肉の重量が最小の果肉の重量のそれぞれ1.75倍、1.75倍、1.4倍又は1.4倍以下であること。
その他の事項	 1 全形の場合 (1) 果肉に芽、病虫害痕、傷等(以下「欠点」という。)がほとんどなく、かつ、1箇の果肉に欠点が4箇所未満であること。 (2) 液(充塡液に果実の搾汁を使用していないものに限る。以下この項において同じ。)が混濁していないこと。 (3) (略) 2 (略) 	その他の事項	1 全形の場合 (1) 果肉に芽、病虫害こん、傷等(以下「欠点」という。)がほとんどなく、かつ、1箇の果肉に欠点が4箇所未満であること。 (2) 液(充てん液に果実の搾汁を使用していないものに限る。以下この項において同じ。)が混濁していないこと。 (3) 皮その他のきょう雑物がほとんどないこと。 2 2つ割り、4つ割り、輪切り、くさび形、縦割り、角柱形、立方形、身割れ及び小片の場合 (1) 果肉に欠点がほとんどなく、かつ、くさび形、角柱形、立方形、身割れ及び小片にあっては、欠点がある果肉の数が全果肉の数の12.5%以下、2つ割り、4つ割り、輪切り及び縦割りにあっては、欠点がある果肉の数が次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる数のもの

可消	容性固形分	(略)
原	食品添加物	(略)
材	以外の原材	
料	料	
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
内容	2量	(略)
容器の状態		(略)

(くり缶詰又はくり瓶詰の規格)

第17条 くり缶詰又はくり瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基	準
香味	(略)	
色沢	(略)	
肉質	(略)	
形態	(略)	
大きさのそろい	(略)	
その他の事項	(略)	
可溶性固形分	(略)	
(糖液に浸漬し		
た後、さらに糖		
液と煮込んだも		
のに限る。)		
原 食品添加物	(略)	
材 以外の原材		

1缶又は1瓶中の果肉の数	1 缶又は1 瓶中の欠点が目立つ果肉の数
5以下	2未満
6 以上10以下	3未満
11以上32以下	5未満

全果肉の数の12.5%以下のもの

(2) 液が混濁していないこと。

(3) 皮その他のきょう雑物がほとんどないこと。

可溶性固形分 第13条の規格の可溶性固形分と同じ。

原 | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

33以上

であること。

材 以外の原材 1 パインアップル

料料

2 果実の搾汁

3 砂糖類

食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

<u>1</u> 酸味料 クエン酸

<u>クエン酸</u>

<u>2</u> <u>香料</u> 第3条の規格の異物と同じ。

異物第3条の規格の異物と同じ。内容量第3条の規格の内容量と同じ。

容器の状態 第3条の規格の容器の状態と同じ。

(くり缶詰又はくり瓶詰の規格)

第17条 くり缶詰又はくり瓶詰の規格は、次のとおりとする。

スはくり風的の気情は、外のこわりこうる。	
基準	
第5条の規格の香味と同じ。	
第5条の規格の色沢と同じ。	
第7条の規格の肉質と同じ。	
粒の形がおおむね整一であり、かつ、切り方がおおむね適当であるこ	と。
大きさがおおむねそろっており、かつ、最大のものの重量が最小のも	のの重量
の2倍以下であること。	
1 液がおおむね清澄であること。	
2 病虫害粒及び変色粒が固形量の10%以下であること。	
3 外皮片、渋皮片その他のきょう雑物がほとんどないこと。	
50%以上であること。	
•	
次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	
1 < 9	
	基 準第5条の規格の香味と同じ。 第5条の規格の色沢と同じ。 第7条の規格の肉質と同じ。 粒の形がおおむね整一であり、かつ、切り方がおおむね適当であるこ 大きさがおおむねそろっており、かつ、最大のものの重量が最小のもの2倍以下であること。 1 液がおおむね清澄であること。 2 病虫害粒及び変色粒が固形量の10%以下であること。 3 外皮片、渋皮片その他のきょう雑物がほとんどないこと。 50%以上であること。

料	料	
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
内尔	量容量	(略)
	日 <u>単</u> 器の状態	(略)

(第3条から第17条までに掲げる規格のいずれかに該当する農産物缶詰又は農産物瓶詰以外の1種類の農産物を詰めた缶詰又は瓶詰の規格)

第18条 第3条から第17条までに掲げる規格のいずれかに該当する農産物缶詰又は農産物瓶詰以外の1種類の農産物を詰めた缶詰又は瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基準
香味	(略)
色沢	(略)
肉質	(略)
形態	(略)
その他の事項	1 (略)
	2 浮遊物及び <u>沈殿物</u> がほとんどないこと。
	3 (略)
	4 損傷、変色及び病虫害痕がほとんどなく、かつ、果実を詰めたものにあっ
	ては、 <u>肌荒れ</u> がほとんどないこと。
	5 (略)
可溶性固形分	(略)
(果実を詰めた	
ものに限る。)	

料	料	2 砂糖類
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
		<u>1</u> 品質改良剤
		ポリリン酸ナトリウム、メタリン酸ナトリウム及び硫酸アルミニウムカリ
		<u> ウム</u>
		2 <u>p</u> H調整剤
		クエン酸、クエン酸三ナトリウム、DL―リンゴ酸及びDL―リンゴ酸ナ
		<u>トリウム</u>
		3 酸化防止剤
		L―アスコルビン酸及びL―アスコルビン酸ナトリウム
		<u>4</u> <u>漂白剤</u>
		<u>次亜硫酸ナトリウム</u>
		<u>5</u> <u>着色料</u>
		クチナシ黄色素
		<u>6</u> 品質保持剤
		<u>D</u> ーソルビトール
異物	<u> </u>	第3条の規格の異物と同じ。
内容量		第3条の規格の内容量と同じ。
容器	景の状態	第6条の規格の容器の状態と同じ。

(第3条から第17条までに掲げる規格のいずれかに該当する農産物缶詰又は農産物瓶詰以外の1種類の農産物を詰めた缶詰又は瓶詰の規格)

第18条 第3条から第17条までに掲げる規格のいずれかに該当する農産物缶詰又は農産物瓶詰以外の 1 種類の農産物を詰めた缶詰又は瓶詰の規格は、次のとおりとする。

1種類の展産物を	と詰めた缶詰又は楓詰の規格は、火のとわりとう	る。
区 分	基	準
香味	第5条の規格の香味と同じ。	
色沢	第7条の規格の色沢と同じ。	
肉質	硬軟がおおむね適当であること。ただし、硬軟	欠を判定することができるものに
	限る。	
形態	損傷がほとんどなく、かつ、不定形以外のもの	つにあっては、形がおおむね整っ
	ていること。ただし、形を判定することができ	きるものに限る。
その他の事項	1 水煮にあっては、液が混濁していないこと	- 0
	2 浮遊物及び沈でん物がほとんどないこと。	
	3 大きさがおおむねそろっていること。	
	4 損傷、変色及び病虫害こんがほとんどなく	、、かつ、果実を詰めたものにあ
	っては、 <u>はだ荒れ</u> がほとんどないこと。	
	5 きょう雑物がほとんどないこと。	
可溶性固形分	第13条の規格の可溶性固形分と同じ。	
(果実を詰めた		
ものに限る。)		

1 1		食品添加物	(略)				次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
		以外の原材					1 農産物(たけのこ、アスパラガス、スイートコーン、えんどう、あずき、
Ä		料			料	料	大豆、マッシュルーム、えのきたけ、なめこ、みかん、もも、なし、パイン
							アップル及びくりを除く。)
							2 果実の搾汁(果実を詰めたものに使用する場合に限る。)
							3 砂糖類
							4 調味料 ——
							食塩、しょうゆ、動植物の抽出濃縮物、酵母エ - (果実以外のものを詰
							キス、食酢、みりん、酒、たん白加水分解物その めたものに使用する場
							他調味料として使用するもの 合に限る。)
							5 香辛料
							6 クリームソース等の調味液
		食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。			食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
							1 酸味料
							トリウム(それぞれ果実を詰めたものに使用する場合に限る。)
							2 形状保持剤
							び塩化カルシウム(豆類、ふき、にんじん及びばれいしょに使用する場合に
							限る。)
							3 pH調整剤
							れぞれさくらんぼに使用する場合に限る。)、クエン酸、酢酸(れんこんに使
							用する場合に限る。)並びにDL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム
							4 着色料
							ー ウコン色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、コチニール色素、ラック
							ー 色素、食用赤色104号及びノルビキシンカリウム(それぞれさくらんぼに使
							用する場合に限る。)、食用青色1号及び食用黄色4号(それぞれ豆類、ふき
							 する場合に限る。)
							5 酸化防止剤
							 Lアスコルビン酸及びLアスコルビン酸ナトリウム
							6 香料(果実を詰めたものに使用する場合に限る。)
							7 調味料
							ナトリウム、5' 一グアニル酸ニナトリウム及び5' 一リボヌクレオチドニ
							ナトリウム(それぞれ果実以外のものを詰めたものに使用する場合に限る。)
							8 品質改良剤
1 1	ļ	l	I	1 1	ı	1	

内容	2量	(略)		
容器の状態		(略)		

(フルーツみつ豆を詰めたもの以外の混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰の規格)

りとする。

[2	三 分	基	準
香明	ŧ	(略)	
色》	5	(略)	
肉質	Í	(略)	
形息	207	(略)	
	\	(mtr.)	
配台		(略)	
その	つ他の事項	1 (略)	
		2 病虫害痕、損傷及び変色がほとんどな	く、かつ、果実を詰めたものにあっ
		ては、 <u>肌荒れ</u> がほとんどないこと。	
		3 (略)	
可》	容性固形分	(略)	
(身	果実をのみ詰		
めて	たものに限		
る。)		
原	食品添加物	(略)	
材	以外の原材		
料	料		

	ポリリン酸ナトリウム、メタリン酸ナトリウム及び硫酸アルミニウムカリ
	ウム(それぞれ豆類、ふき、ごぼう、さといも、れんこん、きのこ類及びぎ
	んなんに使用する場合に限る。)並びにナリンジナーゼ(かんきつに使用す
	る場合に限る。)
	9 変色防止剤
	フィチン酸(豆類、ふき、ごぼう、さといも、れんこん、きのこ類及びぎ
	んなんに使用する場合に限る。)
異物	第3条の規格の異物と同じ。
内容量	第3条の規格の内容量と同じ。
容器の状態	第3条の規格の容器の状態と同じ。

(フルーツみつ豆を詰めたもの以外の混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰の規格) 第19条 フルーツみつ豆を詰めたもの以外の混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰の規格は、次のとお 第19条 フルーツみつ豆を詰めたもの以外の混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰の規格は、次のとお

りと	こする。		
Þ	分	基	準
香呀	ŧ	第5条の規格の香味と同じ。	
色》	5	第7条の規格の色沢と同じ。	
肉質	F	前条の規格の肉質と同じ。	
形態	255	1 果実を詰めたものにあっては、配合	した果実又は果肉の形がおおむね良好
		であり、かつ、損傷がほとんどないこ	と。
		2 果実以外のものを詰めたものにあっ	ては、形がおおむね整っていること。
配台	<u>}</u>	配合がおおむね適当であること。	
その)他の事項	1 水煮にあっては、液が混濁していな	いこと。
		2 病虫害こん、損傷及び変色がほとん	どなく、かつ、果実を詰めたものにあ
		っては、 <u>はだ荒れ</u> がほとんどないこと	0
		3 きょう雑物がほとんどないこと。	
可》	容性固形分	第13条の規格の可溶性固形分と同じ。	
(身	昊実をのみ詰		
めり	きものに限		
る。)		
原	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用してい	ないこと。
材	以外の原材	1 農産物	
料	料	2 果実の搾汁(果実を詰めたものに使	用する場合に限る。)
		3 調味料	
		砂糖類、しょうゆ、動植物の抽出濃縮	縮物、酵母エキス、食酢、みりん、酒、
		たん白加水分解物その他調味料として	使用するもの
		4 食塩(果実以外のものを詰めたもの	に使用する場合に限る。)
		5 香辛料 (果実以外のものを詰めたも	のに使用する場合に限る。)
		6 クリームソース等の調味液(果実以	外のものを詰めたものに使用する場合
		に限る。)	

食品添加物 第3条の規格の食品添加物と同じ。

食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

1 酸味料

クエン酸、クエン酸三ナトリウム、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナ トリウム(それぞれ果実を詰めたものに使用する場合に限る。)

2 形状保持剤

乳酸カルシウム(豆類及び果実を詰めたものに使用する場合に限る。)及 び塩化カルシウム(豆類、ふき、にんじん及びばれいしょに使用する場合に 限る。)

3 pH調整剤

クエン酸三ナトリウム、グルコノデルタラクトン及び炭酸ナトリウム(そ れぞれさくらんぼに使用する場合に限る。)、クエン酸、酢酸(れんこんに使 用する場合に限る。)並びにDL―リンゴ酸及びDL―リンゴ酸ナトリウム (それぞれ果実以外のものを詰めたものに使用する場合に限る。)

4 着色料

ウコン色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、コチニール色素、ラック 色素、食用赤色104号及びノルビキシンカリウム(それぞれさくらんぼに使 用する場合に限る。)、食用青色1号及び食用黄色4号(それぞれ豆類、ふき 及び山菜の水煮に使用する場合に限る。)、銅クロロフィリンナトリウム(山 菜の水煮に使用する場合に限る。)並びにリボフラビン(ふきの水煮に使用 する場合に限る。)

5 酸化防止剤

L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム

- 6 香料(果実を詰めたものに使用する場合に限る。)
- 7 白濁防止剤

ヘスペリジナーゼ及び酵素処理へスペリジン(それぞれみかんに使用する 場合に限る。)

8 安定剤

メチルセルロース(みかんに使用する場合に限る。)

9 調味料

L─グルタミン酸ナトリウム、コハク酸ナトリウム、5' ─イノシン酸二 ナトリウム 5' 一グアニル酸ニナトリウム及び5' 一リボヌクレオチド ナトリウム(それぞれ果実以外のものを詰めたものに使用する場合に限る。)

10 品質改良剤

ポリリン酸ナトリウム及びメタリン酸ナトリウム(それぞれももに使用す る場合に限る。)、ポリリン酸ナトリウム、メタリン酸ナトリウム及び硫酸ア ルミニウムカリウム(それぞれ豆類、ふき、ごぼう、さといも、れんこん、 きのこ類及びぎんなんに使用する場合に限る。)並びにナリンジナーゼ(か んきつに使用する場合に限る。)

11 変色防止剤

フィチン酸(豆類、ふき、ごぼう、さといも、れんこん、きのこ類及びぎ

内容量	(略)
容器の状態	(略)

(フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の規格)

第20条 フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の規格は、次のとおりとする。

Þ	<u>基</u>		準	
	五	上 級	標	準
香	味	(略)	(略)	
肉	質	(略)	(略)	
形	態	(略)	(略)	
色	沢	(略)	(略)	
その	の他の事項	1 (略)	(略)	
甲.甘	その配合割合	2 果実にあっては、 <u>肌荒れ、斑点が び病虫害痕</u> がないこと。 3 (略) (略)	(略)	
不ヲ		(MC)	(#17)	
赤え	こんどうの配	(略)	(略)	
合售				
		次に掲げるもの以外のものを使用して		外のものを使用して
材	以外の原材	いないこと。	いないこと。	
料	料	$1 \sim 4$ (略)	1~4 (略)	
		5 蜂蜜	5 蜂蜜	

		んなんに使用する場合に限る。) 12 増粘剤 アルギン酸、カロブビーンガム、キサンタンガム及びジェランガム
<u></u>	<u> </u>	第3条の規格の異物と同じ。
内	內容量	第3条の規格の内容量と同じ。
容	F器の状態	第3条の規格の容器の状態と同じ。

(フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の規格)

第20条 フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基	準
	上級	標準
香味	固有の香味が良好であり、異味異臭が	同左
	ないこと。	
肉 質	1 果実にあっては、熟度及び硬軟が	同左
	適当であること。	
	2 赤えんどう及び寒天にあっては、	
	硬軟が適当であること。	
形 態	1 果実にあっては、形が整っており、	同左
	切断の状態が良好で、かつ、損傷が	
	ないこと。	
	2 寒天にあっては、形及び大きさが	
	整っていること。	
色沢		同左
その他の事項		同左
	2 果実にあっては、はだ荒れ、斑点	
	及び病虫害こんがないこと。	
	3 きょう雑物がほとんどないこと。	
果実の配合割合	1 固形量に占める果実の重量の割合	1 固形量に占める果実の重量の割合
	が35%以上であること。	が25%以上であること。
	2 4種類以上の果実を使用している	2 3種類以上の果実を使用している
+ >) 10 > 0 = 7		こと。
赤えんどうの配	固形量に占める赤えんどうの重量の割	同左
合割合	合が5%以上であること。	場に担ばするの11世の4の4世田1マ
原食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用して	
材 以外の原材 料 料	いないこと。 1 寒天	いないこと。 1 寒天
料料料	1 寒天 2 果実	1 寒天 2 果実
	2 未夫 3 赤えんどう	2 未夫 3 赤えんどう
	3	3
1 I	5 <u>はちみつ</u>	5 <u>はちみつ</u>

			6 グルコマンナン
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。	同左
H.,	☆ 具.	/m/z \	(m/2)
	容量	(略)	(略)
容器の状態		(略)	(略)

(測定方法)

第21条 第3条から前条までにおけるpH、固形量、粘ちゅう度、可溶性固形分及び固形分の測定方法 第21条 第3条から前条までにおけるpH、固形量、粘ちゅう度、可溶性固形分及び固形分の測定方法

事	項	測	定	方	法
рН		(略)			
固形量		1 (略)			
		量から容器の重量	量を差し引いた重量と	する。ただし、	させた後に測定した重 なめこ瓶詰又はじゅん ら内容物をふるいの上

		6 グルコマンナン
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用して	次に掲げるもの以外のものを使用して
	いないこと。	いないこと。
	1 酸味料	1 酸味料
	クエン酸、クエン酸三ナトリウム	クエン酸、クエン酸三ナトリウム
	2 酸化防止剤	<u>2</u> ゲル化剤
	L―アスコルビン酸及びL―アス	キサンタンガム、ペクチン、ジェ
	コルビン酸ナトリウム	<u>ランガム</u>
		<u>3</u> <u>香料</u>
		<u>4</u> 酸化防止剤
		L―アスコルビン酸及びL―アス
		コルビン酸ナトリウム
		<u>5</u> 形状保持剤
		乳酸カルシウム、炭酸カルシウム
		<u>6</u> <u>着色料</u>
		ウコン色素、クチナシ赤色素、ク
		チナシ黄色素、コチニール色素、ラ
		ック色素、食用赤色104号及びノル
		<u>ビキシンカリウム(それぞれさくら</u>
		<u>んぼに使用する場合に限る。)</u>
<u>異物</u>	混入していないこと。	<u>同左</u>
内容量	第3条の規格の内容量と同じ。	同左
容器の状態	第3条の規格の容器の状態と同じ。	同左

(測定方法)

は、次のとおりとする。

13, 10,00	C 40 7 6	- 1 · 2 o				
事	項	測	定	方	法	
рН		液汁についてガラス電材	亟水素イオン濃度	E 測定装置を用い	て測定する。	
固形量		1 缶詰の場合				
		缶詰を切り開き、	2 分間缶詰を傾斜	斗して放置し、液	を流出させた後に測	則定
		した重量から缶の重量	量を差し引いた重	重量とする。ただ	し、たけのこ大型缶	丘詰
		にあってはたけのこ	を缶から取り出し	、2分間水切り	した後に測定した重	重量
		とし、なめこ缶詰又に	はじゅんさい缶詰	きにあっては缶詰	を切り開き、品温を	÷30
		℃にしてから内容物を	をふるいの上に移	多して、2分間放	置し、粘液を除去し	_ン た
		後に測定した重量かり	らふるいの重量を	差し引いた重量	とする。	
		2 瓶詰の場合				
		ふたを開き、2分	間容器を傾斜して	こ放置し、液を流	出させた後に測定し	った
		重量から容器の重量を	を差し引いた重量	量とする。ただし	、なめこ瓶詰又はし	ごゆ
		んさい瓶詰にあってん	は、ふたを開き、	品温を30℃にし	てから内容物をふる	5 V Y

粘ちゅう度	に移して、2分間放置し、粘液を除去した後に測定した重量からふるいの重量を差し引いた重量とする。 (注) 測定に用いるふるいは、日本工業規格Z 8801-1(2006)(以下「JIS Z 8801-1」という。) に規定する4.75mmの試験用金属製網ふるいとする。 (略)
可溶性固形分	(略)
固形分	 次に掲げる方法により測定する。 (1)~(8) (略) (注) 測定に用いるはかりはひょう量1kg、感量0.5gの皿手動はかりとし、ふるいはJIS Z 8801-1に規定する1.4mmの試験用金属製網ふるいで枠の内径が200mm、深さが45mmの円筒形のものとする。

別表1 (第4条関係)

	大	き	み
容器による区分	大	中	小
18 <u>L</u> 缶	25個以下	26以上60個以下	61個以上
9 <u>L</u> 缶	12個以下	13以上30個以下	31個以上

別表2 (第4条関係)

(略)

別表3 (第4条関係)

(略)

	の上に移して、2分間放置し、粘液を除去した後に測定した重量からふるい	
	の重量を差し引いた重量とする。	
	(注) 測定に用いるふるいは、日本工業規格 <u>Z8801-1 (2000)</u> (以下「 <u>JISZ8801-</u>	
	<u>1</u> 」という。)に規定する4.75mmの試験用金属製網ふるいとする。	
粘ちゅう度	容器を開き、反転して内容物をガラス板の上に開けた後、内容物がガラス板の	
	上に広がる状態をみて行う。	
可溶性固形分	内容物の全部をミキサーにかけたものの20℃における糖用屈折計の示度を読み	
	取り、その値をパーセントで表す。	
固形分	次に掲げる方法により測定する。	
	(1) 容器から試料をビーカーに移し、よく混和して均質化する。	
	(2) その中から100gを500mのビーカーに採取する。	
	(3) あらかじめ煮沸しておいた熱湯を200ml加える。	
	(4) 内容物をかくはんしつつ加熱し、中心温度が95℃になってから2分間煮	
	沸する。(95℃になるまでの加熱時間は5~7分とする。)	
	(5) 直ちに、内容物をふるいの上に均等に広げ、2分間放置する。この場合	
	のふるいの傾斜角度は、底面に対し15度とする。	
	(6) 固形物とふるいの重量 (A) を測定する。	
	(7) 次に固形物を排除してふるいの重量 (B) を測定する。	
	(8) A-B=固形分(%)	
	(注) 測定に用いるはかりはひょう量 1 kg、感量0.5gの皿手動はかりとし、ふ	
	るいは <u>JISZ8801-1</u> に規定する1.4mmの試験用金属製網ふるいで枠の内径が200	
	mm、深さが45mmの円筒形のものとする。	

別表1 (第4条関係)

	大	き	さ
記号 容器に よる区分	大	中	小
18 <u>0</u> 缶	25個以下	26以上60個以下	61個以上
9 <u>@</u> 缶	12個以下	13以上30個以下	31個以上

別表2 (第4条関係)

高	な	高	さ	を	表	す	記	号	
10cm以上20cm未	満				大				
5 cm以上10cm未	満				小				

別表3 (第4条関係)

切断面の短径	切断面の短径を表す記号
6 cm以上	大
6 cm未満	/J\

別記様式(第4条関係) (略) 備考 1 (略) (略) 3 (略) 4 (略) 5 内面塗装缶を使用した缶詰のものにあっては、この様式中「使用上の注意」を省略すること。 6 表示内容に責任を有する者が販売業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製 造者」とあるのは、それぞれ「販売者」又は「輸入者」とすること。 「削る。] __________________(略) ___<u>8</u> この様式は、<u>縦書</u>とすることができる。 ______9 (略) _____10___(略)

別記様式(第4条関係)

備考

- 1 大きさ又は内容個数を表示しないものにあっては、この様式中その項目を省略すること。
- 2 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と記載することができる。
- 3 賞味期限又は使用上の注意をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限又は使用上の注意の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、賞味期限を他の箇所に記載するときは、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。
- 4 保存方法の表示を省略するものにあっては、この様式中「保存方法」を省略すること。
- 5 内面塗料缶を使用した缶詰のものにあっては、この様式中「使用上の注意」を省略すること。
- 6 <u>表示を行う者が販売業者</u>である場合にあっては、この様式中「製造者」<u>を「販売者」</u>とすること。
- 7 輸入品にあっては、6にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。
- 8 輸入品以外のものにあっては、この様式中「原産国名」を省略すること。
- 9 この様式は、縦書きとすることができる。
- 10 この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 11 他法令により表示すべき事項は、枠内に記載することができる。

(参考)

コーデックスの「食品添加物の使用に関する一般原則」(抜粋)

3.2 添加物利用の妥当性

食品添加物の使用が妥当とされるのは、当該使用によりメリットがあり、消費者に対する認知できる健康上のリスクを示さず、消費者に誤解を与えることなく、かつコーデックスが定める技術的機能のうち少なくとも一つを果たすとともに、次の(a)から(d)に定められた必要性を満たす時に限られ、かつ当該目的が経済的及び技術的に実行可能な他の手段によって達成できない場合に限られる。

- a) 食品の栄養的な品質の維持;食品の栄養的な品質を意図的に低下させることは、(b) 項に該当する場合及び当該食品が通常の食事において重要な品目ではない場合に妥当とみなされる。
- b) 特別な食事上のニーズのある消費者のグループのために製造される食品に必要な原材料又は構成要素の提供。
- c) 食品の保存性又は安定性の向上若しくはその感覚的特性の改善。ただし、これが消費者を欺く ために当該食品の性質、本質又は品質を変えるものではない場合。
- d) 食品の製造、加工、調製、処理、包装、運搬又は貯蔵の補助。ただし、これらの活動のいずれかの過程において、当該添加物が、欠陥のある原料若しくは望ましくない(不衛生なものを含む)行為又は技術の使用の影響を偽るために使用されるものではない場合。

3.3 適正製造規範 (GMP)

本規格の規定の対象となる全ての食品添加物は、以下の全てを含む適正製造規範 (GMP) の条件のもとで使用しなければならない。

- a) 食品に添加する添加物の量は、所期の効果を達成するために必要とする量で、可能な限り少ない量に制限しなければならない。
- b) 食品の製造、加工又は包装において使用した結果、食品の一構成要素となり、かつ当該食品においていかなる物理的又はその他の技術的効果を意図していない添加物の量は、合理的に可能な範囲で低減する。かつ
- c)添加物は、食品への添加に適切な品質であり、食品の原材料と同様の方法で調整し、取り扱う。

パブリックコメント等募集結果

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部改正案

- 1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要(募集期間: H25.2.15~3.16)
 - (1) 受付件数 6件(企業3、団体1、個人2)
 - (2) 意見と考え方 別紙のとおり
- 2. 事前意図公告によるコメント (募集期間: H25.1.28~H25.3.28)

受付件数 なし

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見 の概要及び意見に対する考え方について(案)

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方		
第3条~第20条 原材料(食品添加物)				
今回の改正で食品添加物の表示をしなくても良くなるのか。そのような改正は 止めてほしい。	2	今回の改正は、JAS規格における食品添加物の基準に関するものであって、食品添加物の表示に関するものではありません。 使用した食品添加物は、引き続き加工食品品質表示基準等に基づき表示することが必要です。		
新基準で使用が認められる食品添加物は、食品衛生法で使用が認められているもので、コーデックス規格の使用条件を満たすものと考えてよいか。	1	そのとおりです。食品添加物の使用は、食品衛生法で使用が認められていることが前提であり、かつ、コーデックス規格に規定する添加物利用の妥当性等にあてはまる場合に限定されます。		
現行のJAS規格で使用が認められている食品添加物は、改正後も使用できるようにしてほしい。	1	現行のJAS規格で使用が認められている食品添加物は、使用目的が明確であることなどから、改正後の基準に適合していると判断され、改正後も使用できます。		
引用しているコーデックス規格の日本 語版を容易に参照できるようにしてほし い。また、当該規格の解説や運用のため のガイドラインを作成してほしい。	2	引用しているコーデックス規格は、日本語版が農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/index.html)に掲載されています。 新基準が円滑に運用できるような取組みについては検討したいと考えています。		
食品添加物の使用に係る情報を一般消費者へ伝達する方法として、4つの方法が規定されているが、どの方法により情報を伝達しているかを製品に記載する必	1	情報の伝達方法を製品に記載する 必要はありませんが、いずれかの方 法により情報伝達する必要がありま す。		

要があるか。		
商品に問い合わせ窓口の電話番号を記載していれば、食品添加物の情報を当該電話番号により入手できることを商品に記載しなくてもよいか。	1	問い合わせ窓口の電話番号を明記 していれば、食品添加物の情報を当 該電話番号により入手できることを 敢えて商品に記載しなくてもよいと 考えます。
第4条 表示		
輸入品については、販売業者のみの表示でもよいのか。	1	輸入品については、輸入業者又は 販売業者のうち、表示内容に責任を 有するものの氏名又は名称及び住所 を記載する必要があります。 また、これ以外にも食品衛生法に 基づき輸入業者の記載(表記上は輸 入者)が必要となります。